

令和8年6月19日

1. 出席議員

1 番	松 尾	咲 穂
2 番	釘 尾	勢津子
3 番	宮 崎	幸 宏
4 番	笠 継	健 吾
5 番	中 村	日出代
6 番	池 田	廣 志
7 番	杉 原	元 博
8 番	樋 口	作 二

9 番	中 村	一 堯
10 番	松 田	義 太
11 番	勝 屋	弘 貞
12 番	角 田	一 美
13 番	伊 東	茂
14 番	福 井	正
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	白仁田	和 哉
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	小野原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	徳	安	博	行
教	育	吉	牟田	一	広
政	策 総 務 部 長	川	原	逸	生
市	民部長兼福祉事務所長	染	川	康	輔
産	業 部 長	中	村	祐	介
建	設 環 境 部 長	江	島	裕	臣
総	務 課 長	嶋	江	克	彰
政	策 調 整 課 長	峰	松	健	二
政策調整監兼DX・ゼロカーボン推進室長		三	ヶ 島	正	和
財	政 課 長	峰	松	一	政
選	挙管理委員会事務局長	中	尾	勝	徳
農	林 水 産 課 長	星	野	晃	希
建	設 住 宅 課 長	中	村	幸	男
建	設 住 宅 課 参 事	手	島	秀	康
都	市 計 画 課 長	堀		正	和
教	育次長兼教育総務課長	江	頭	憲	和
生	涯学習課長兼中央公民館長	森		隆	文

令和 8 年 6 月 19 日（金）議事日程

開 議（午前 10 時）

日程第 1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和 8 年 6 月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
8	6 池 田 廣 志	1. 安全・安心で、みんなが住んで良かったと思う鹿島市の街づくりについて (1) 年々厳しくなっている猛暑対策を今後、どの様に考えて居られるのか。（避難所等とその設備内容） (2) 市内全域での「消火栓設備」の設置状況と稼働するか等の点検結果について (3) 市内の公道等で、「とまれ」等の表示が消え、安全対策が不十分な箇所が散見される。 (4) 鹿島市でも、家庭で眠っている「鯉のぼり」を中川等で掲揚し、市役所周辺の環境対策を図るべきと思うが (5) 鹿島駅ホーム周辺の環境対策の交渉状況とスローツーリズムの進捗状況について 2. 有明海を本来の海況に戻す取り組み状況について (1) 潮の流れが弱くなり、佐賀市沖から、西の方に流れず、有明海の中央方向に流れているとの話があるが
9	5 中 村 日出代	1. 田澤義鋪、碁聖寛蓮の鹿島駅前に設置されている立て看板の撤去について (1) 撤去された理由と今後の対応について (2) 田澤像への台座設置について 2. 肥前鹿島駅周辺地区を中心とした市街地の活性化について (1) まちなかウォークブル推進事業及び第 2 世代交付金事業について (2) 第 2 世代交付金事業における鹿島駅整備及び復元駅舎整備について 3. 令和 8 年度鹿島市予算書について (1) 予算書の重要性について (2) 街路事業費について
10	10 松 田 義 太	1. 部活動の地域展開について (1) 市内中学校部活動の現状について (2) 今後の地域展開の取り組みについて (3) 指導者、活動場所の確保について (4) 地域、スポーツ協会、地元高校との連携について 2. 投票率向上の取り組みについて (1) 過去 4 年間の投票状況について （国政選挙、市長選挙、統一地方選挙） (2) 投票環境の利便性向上について

順番	議 員 名	質 問 要 旨
10	10 松 田 義 太	(3)若年層への主権者教育、啓発活動の取り組みについて

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。6番池田廣志議員。

○6番（池田廣志君）

おはようございます。6番議員の池田廣志でございます。今日は一般質問という形で市に対するいろんな思いを伝えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回質問いたしますのは、ちょうど4月1日から第八次鹿島市総合計画がスタートをいたしております。それで、この総合計画につきましては、令和8年度から令和12年度までの5か年間、新総合計画として策定され、4月1日からスタートをいたしております。この計画につきましては、鹿島市の将来像として、これを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を示したものとなっております。

この中で特に私が思ったのは、鹿島市民同士が支え合うということで、安心して暮らせるまちづくりが進むんじゃないかと。その結果、みんなが住んでよかったと思う安全・安心なまちづくりが実現できると思っております。

先般、2回目の市長選で当選されました松尾鹿島市長も、第八次総合計画につきましては力強く進めていくという形で思いを伝えておられます。この計画には、「つながる笑顔のまち かしま」を築いていまいしょうと宣言もされております。これらのことを念頭に置きながら質問をしてまいります。

まず1つ目は、私も今、鹿島に住みながら感じておりますのは、年々、夏の気温が高くなって厳しくなっております。特に鹿島市の場合も非常に高齢者の方の割合も多く、運転できないという方たちもいらっしゃいますので、こういう中で猛暑対策として避難できる、そういうふうな施設の状況がどうなのかというのは非常に気になっております。その辺りの情報の発信の仕方を含めて、猛暑対策としての避難所設置の現状がどうなっておるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

それと2番目に、安心・安全という面で考えたときに、去年の11月でございましたけど、小舟津区で火災が発生をいたしました。それで、この発生した火事の現場から一番近いところにあった消火栓、これはちょうど国道のそばに設置をされているんですけど、消火栓に消防団の方がホースをつないで放水しようとしたわけですが、その消火栓に設置したホースから水が出ることがありませんでした。それで、消火作業に手間取ったということがあっております。このような非常事態の際に、二度とこのようなことが起きないように確認をしたいと思います。

そこで、私は今回質問するに当たり、消火栓等の設備の設置状況がどうなのかということで、まず資料もお願いをいたしました。消火栓は実際使うということがめったにありませんので、なかなか点検が厳しいのかなと思いつつも、でも、これは点検をしていかないと、今後もまたこういうふうな消火栓につないでも水が出ないということが考えられますので、この辺りがどうなのかもお尋ねをいたします。

それと、もう一つの2点目に考えておりますのは、有明海というのが私どものそばに昔からある大切な海でございますけど、この有明海が非常に今厳しい状況になっているなと思っています。

本来、この有明海というのは、潮の流れが反時計回りに回っていたのが、現在、潮の流れが非常に弱くなって、佐賀市の沖から有明海の中央に向かって流れているという話もございます。ということは、有明海の西のほうにはなかなか潮の流れが弱いんじゃないかという話なんです。だから、このことは非常に有明海にとって私は大切なことだと思っておりますので、潮の流れというのが、うわさにあるように本当に西のほうには流れていないのかどうか、この辺りは佐賀県の有明水産振興センターにお願いして、これは大学等の専門的な方に調査をお願いするしかないと思っておりますので、この辺りの取組を市のほうとしてどうお考えなのか、その辺りもお尋ねをしたいと思います。

あとは、お答えをいただいた後、一問一答という形で私のほうから質問を続けてまいりますので、どうぞ答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。三ヶ島DX・ゼロカーボン推進室長。

○DX・ゼロカーボン推進室長（三ヶ島正和君）

私からは1点目の猛暑対策についてお答えいたします。

近年、地球温暖化の影響により、夏の暑さは年々厳しさを増しており、熱中症による健康被害は大きな社会課題となっております。本市では、市民の皆様の命と健康を守るため、暑さをしのぎ、涼しく快適にお過ごしいただくための避難所、休憩所として、昨年同様にクーリングシェルターを2か所、涼みどころを11か所設置いたします。

まず、クーリングシェルターについてでございます。これは法律に基づき市町村が指定す

る施設でございます。熱中症特別警戒情報が発表された際に開放が義務づけられます。本年度も鹿島地区にございます生涯学習センターエイブルと市民交流プラザかたらいの2施設を指定しております。

なお、これらの施設は、後ほど説明いたします涼みどころの役割も兼ねております。

次に、涼みどころについてでございます。こちらは法的な指定によるものではなく、本市が独自に設置する場所でございます。市民の皆様が気軽に立ち寄り、休憩できる空間を提供することで、外出時の熱中症予防を図るとともに、御家庭での冷房使用を抑制し、省エネ推進にもつながることを目的としております。

涼みどころ11か所の地区別内訳につきまして申し上げます。

鹿島地区、市役所、市民図書館、市民文化ホールSAKURASの3か所。能古見地区、のごみふれあい楽習館の1か所。古枝地区、古枝公民館の1か所。浜地区、浜公民館、アルナ薬局浜町店様の2か所。北鹿島地区、北鹿島公民館の1か所。七浦地区、七浦公民館、それと道の駅エリアの干潟展望館、干潟交流館なな海の3か所でございます。各施設には、市民の皆様に分かりやすいよう、のぼり旗を設置いたします。各施設の利用時間は開館時間に準じております。そのため、休館日には御利用いただけません。詳細につきましては、市ホームページを御確認いただきますようお願い申し上げます。

次に、設備、備品についてでございます。

冷房設備の稼働を大前提とし、各施設に設置されております机や椅子、ソファーなどを活用いたします。また、熱中症対策の一環として、一部の施設には通年利用可能な無料の給水機を設置しております。コップ等は常備しておりませんので、ぜひマイボトルを御持参の上、御活用いただければと考えております。

本年度のクーリングシェルター、涼みどころの設置期間は、7月1日から9月末までを予定しております。熱中症警戒アラートの発表状況を踏まえ、必要に応じて開設時期の繰上げや期間の延長を行うなど適切に対応してまいります。あわせて、防災行政無線や市報、ホームページ等を通じ積極的な情報発信を行い、注意喚起及び涼みどころの利用促進を図ってまいります。

今後も地球温暖化対策と熱中症対策を一体的に推進し、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

以上となります。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

総務課からは市内全域での消火栓設備の設置状況と稼働の点検結果について答弁いたします。

昨年11月に発生いたしました小舟津地区の建物火災におきましては、現場付近に消火栓及び防火水槽を合わせて4か所の消防水利がございました。消火活動においては、地下式消火栓2基及び地下式防火水槽1か所を使用して取水が行われましたが、一方で、地上式消火栓1基については現場での使用に支障があったことが確認されております。

市といたしましては、火災時に消防水利が確実に機能することは大変重要であることから、この事実を受け、市内全域の消火栓等について、消火栓が447か所ございます。また、防火水槽が145か所ございますが、これらについて消防団により点検を実施いたしております。

その結果、9か所について不具合等が確認されましたが、その後、詳細な点検や調整を行った結果、5か所については現在使用可能であることを確認しております。このうち2か所は調整により正常に使用できる状態となっております。また、残るものについては、使用可能ではありますが、修繕が必要なものや将来的に移設を検討すべきものとなっております。

一方、3か所については使用できない状態であることを確認しており、現在、修繕等の対応について取りかかっているところでございます。

残る1か所につきましては、消火栓でない施設を消火栓と誤認識していたものであることが判明しております。

使用できない3か所の消防水利の周辺で、もし火災が発生した場合の対策としましては、修繕等が完了するまでの間に近隣の消火栓や防火水槽などの消防水利について地元消防団とあらかじめ確認し、消火活動に支障が生じないよう対応してまいります。

今後も消防団による定期的な点検を継続し、不具合の早期発見及び早期対応に努めるとともに、老朽化が進んでいる消火栓につきましては、関係機関と連携しながら計画的な更新を進めてまいります。市といたしましては、今後も消防水利の適切な維持管理に努め、火災発生時に迅速かつ円滑な消防活動が行えるよう、消防団及び関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

池田議員の、有明海の潮流確認のために専門的機関などへ調査依頼をしてみてはどうかとの質問についてお答えをいたします。

佐賀県では、令和4年の佐賀県全域での大規模な赤潮被害を受けまして、県でも国の赤潮対策緊急支援事業を活用いたしまして、令和5年より潮流調査が行われております。令和6年度以降も、佐賀県と九州大学が連携をいたしまして調査が継続されているところでございます。

昨年度からは、佐賀県のホームページの中におきまして、有明海の海況や潮流予測が確認

できるようになっておりますが、現在はノリ漁期外なので、メンテナンスなどを行われ、潮流などは見れませんけれども、漁期中は確認ができるようになっております。

また、九州大学のシミュレーションによる潮流予測と漁協青年部の実際の潮流調査結果の検証も行われておりまして、潮流調査の結果を積み重ねてシミュレーションによる潮流予測精度を向上させることで、赤潮の発生場所とか、動きなど、漁場への影響を予測して、気候変動に対応したノリ生産、それから養殖管理ができるような取組が検討されているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6 番池田廣志議員。

○6 番（池田廣志君）

それぞれに御答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、一応御答弁いただいた内容を含めて、一問一答の形で質問をしてまいりたいと思います。

まず、一番最初をお願いをいたしました、年々厳しくなる猛暑対策としての涼みどころの設置等について再度お尋ねをしたいと思います。

この問題を提起するに当たって、私も周辺の市のほうに出かけまして調査をいたしました。それで、やっぱりいずれの市も、この情報をいかに市民の方にちゃんと伝えていくかというのが非常に大事だという思いでおられる中で、鹿島市の状況を聞きますと、鹿島市の場合は市のホームページに載せておりますという話がありました。それじゃ、年配の方を含めて、ホームページを見られない人はどうなるのという感じでおるんですけど、その辺りの考えをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

三ヶ島DX・ゼロカーボン推進室長。

○DX・ゼロカーボン推進室長（三ヶ島正和君）

お答えをいたします。

高齢者や子供など熱中症リスクの高い方への広報につきましては、インターネットやSNSによる情報取得が難しい場合もあることから、ホームページ等による情報発信だけでは十分ではないという認識をしております。このため、防災行政無線でありますとか、市報によります広報、周知に加えまして、関係機関や関係団体等と連携しながら、必要な方々に情報が高確率に届くよう努めてまいります。また、熱中症警戒アラート等が発表された際には、関係部署と連携し、注意喚起の強化を図るとともに、クーリングシェルターや涼みどころの利用につきましても積極的に周知してまいります。

昨年度は佐賀県内に熱中症警戒アラートが36回発表されましたが、その都度、防災行政無

線によります注意喚起及び施設の利用の周知を行うとともに、アラートの発表がなかった日につきましても、気象状況等を踏まえながら防災行政無線によります注意喚起を進めたところでございます。

引き続き、市民の皆様の命と健康を守るために、効果的な情報発信に取り組んでまいります。

以上となります。

○議長（徳村博紀君）

6 番池田廣志議員。

○6 番（池田廣志君）

お答えいただきました件で、再度またお尋ねをいたしたいと思うんですけど、これはやっぱり、いかに市民の方にこういうふうな情報が確実に伝わるかどうかというのは、かなりの神経を使わないとできないと思っています。どうしてこういうことを言っているかといいますと、私はお隣の嬉野市と武雄市にお伺いをして、具体的にどういことをされているのか、お尋ねもいたしました。その中で、鹿島市と周辺市のほうとの違いについて指摘をしたいと思います。

まず、この情報発信の仕方がお隣の市のほうでは、確実に高齢者に伝えるとなれば、それはペーパーでちゃんと作って情報伝達しないとなかなか伝わらないと。それで、今回の涼みどころについては、場所というのがありますので、その辺りの場所というのは、実際、自分が今回避難せにゃいかんと思った緊急時に出かけようという話になるわけでございますので、場所が常に分かるような状態で手元になればなかなか出かけられないという話もありますので、その辺りでは、お隣の嬉野市の場合は観光地でもありますので、観光客の方もかなり町なかを歩かれると、この暑いときにですね。だから、そういうときには周辺の小さいお店を含めて、店先にそういうふうな涼みどころをつくっておりますという話もあります。これは国のほうが言った涼みどころをつくる前から、観光対策としてやっておられたようです。それで、その情報発信の仕方も、小さいところまで含めて、ここでは15分程度休めますよとか、そういうような情報紙を作って発信をされています。

それと、同じく隣の武雄市においては、これはなかなか涼みどころとして開館できるのが、やっぱり公共施設であれば、その公共施設の開いているときしか対応できないものですから、民間の協力もいただきたいということで、武雄、嬉野、両方ともかなり働きかけをされています。それで、思わぬところもそういうような涼みどころになるということでしておられます。

それで、私もこれが非常に大切な取組だなと思ったのは、鹿島市の場合は、エイブルとか、SAKURASとか、市役所とか、設置をするにしても、近くの人はいいいでしょうけど、それよりも遠くの人はどうなるのよと。そこまで車で来にゃいかんのと。それじゃ、車を運転できん

人はどうなるのということで、非常にきめ細やかな配慮をしないと、なかなかこの涼みどころを設けましたよといっても、成果が上がらないんじゃないかなと。

それと、具体的に私も鹿島市の情報発信の仕方を確認しようと思って、（現物を示す）これは今年6月の「広報かしま」でございますけど、この中にも一切涼みどころの情報は入っていません。それじゃ、武雄、嬉野はどうしているかといえば、本当に市内の隅々まで、いろんな民間の協力をいただきながら涼みどころを設置されています。

だから、そういうふうな小さいところまで心配りした配慮ができないものなのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

三ヶ島DX・ゼロカーボン推進室長。

○DX・ゼロカーボン推進室長（三ヶ島正和君）

まずはチラシの件でお答えをしたいと思います。

現在、間もなく発行されます「広報かしま」7月号には、大きくはない紙面のほうで御紹介をしておりましたので、8月号のほうで、チラシサイズの大きい紙面での各施設が分かるような広報ができればと思って、担当課のほうとも打合せをしているところでございます。また、チラシの作成につきましては、関係部署と協議の上で、必要であれば速やかに検討したいと思っております。

あと、民間施設の活用の方でございましたけど、本市からこれまで積極的にそういった声かけをしたことはございませんが、現在、先ほど御紹介しました1件だけございます。ここは薬局様のほうからお申出をいただきまして登録したものでございますけど、これまでも数件、実は問合せはあっております。ただし、登録までには至っておりません。

あと今後、県内の状況を見ましても、郵便局であるとか、薬局であるとか、たくさんの民間とかも入っておりますので、可能な限り鹿島市内にもそういったところができるように推進を図っていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（徳村博紀君）

6番池田廣志議員。

○6番（池田廣志君）

今御答弁いただいた内容は、非常に市民にとって大切な対応の仕方でございますので、その辺り心配りをしていただいて、市民の方が涼みにすぐ行けるような対策をぜひ取っていただきたいと思います。

それともう一つ気になったのが、この涼みどころで、それぞれ今、市役所とか、この周辺の施設には冷たい水が出る、そういうふうな設備もされているんですけど、北鹿島地区にか所もないのは何ですかね。七浦だったらそれぞれの施設にあるというのは確認できるん

ですけど、北鹿島はそういうふうな設備が全然なくて、北鹿島公民館は給水スポットはないですね。それじゃ、ほかに北鹿島に避難するところを考えたときに、給水スポットが全然ないもんだから、その辺りの地域のバランスというのはどう考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

三ヶ島DX・ゼロカーボン推進室長。

○DX・ゼロカーボン推進室長（三ヶ島正和君）

無料給水機、給水スポットの件でお答えをいたします。

現在、給水スポットは市内の16か所に置いております。主には体育施設、体育館とか、例えば陸上競技場でありますとか、体育をするところとか、もちろん市役所、エイブル等にもございます。

今回、涼みどころの中にございますのは、市役所、エイブル、SAKURAS、かたらい、七浦のほうの干潟交流館、この5つは建物にございますけど、あとは、例えば、のごみふれあい楽習館は体育館の入り口のほうにつけていますので、要するに建物は一緒ですね。ですので、そういった公民館と体育施設がつながっているところ、浜町はつながっております。古枝は建物は別ですけど、公民館から見えるところに置いてはおりますので、案内はしやすいということはおしておりますけど、議員御指摘のとおり、北鹿島地区に対しましては、現在、北鹿島体育館のみに設置をしておりますので、確かに公民館そのものにはないということになってまいります。七浦公民館にももちろんございませんですけど、先ほど申しました干潟交流館でありますとか、その横のスポーツ公園体育館とか、そういった体育施設のほうには設置をしております。現在ない施設につきましては、関係課のほうと協議をしながら検討したいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（徳村博紀君）

6番池田廣志議員。

○6番（池田廣志君）

暑い夏が今後続く中で、9月まではそういう気象状況が続いてまいりますので、その辺りを含めて、市民の方がなるべくそこに涼みに行けるように、ある程度、場所のバランスも考えながら、民間の協力もお願いをして、市民の方の安心・安全につながるような対策をぜひお願いしたいと思います。

それでは次に、2番目に挙げております去年11月の小舟津区の火災の際に水が出なかったという話がある中で、私もいろいろほかの地区の消火栓の状況あたりも見ても回ったんですけど、その中でやっぱり非常に気になるのは、小舟津みたいに、実際、消火栓用のホースをつないでも水が出ない状況というのは非常に厳しいなと思っています。だから、小舟津のと

ころで水が出なかった消火栓については地下式に替えるということで具体的に検討もされていますので、そういうふうな対応もぜひお願いをしたいと思います。

そうしないと、火事というのは、幾ら自分のところが注意をしても、隣あたりにそういうふうな火が発生したときには当然大変なことになりますので、その辺りを含めて、地域ぐるみである程度消火対策というのは考えにやいけないところもあるなと思って考えていますので、ぜひその辺りの消火栓を含めた確認を市のほうでも十分していただいて、市民の方の安心・安全に努めていただきたいと思います。これは総務課のほうと打合せする中でそこを確認できておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、市民の方から非常に、安心・安全に生活する上で、何でというような事をよく提案されます。これはどういうことかといいますと、鹿島市内の公道で、やっぱりどうしても小さい道路から大きい広い道路に出るときには停止線が引かれて、手前に「止まれ」と書いてあります。そういうふうな標示は一応路面にしてあるんですけど、これは鹿島市内、私もずっと見て回りました。何人の市民の方からも、「止まれ」が消えているじゃないかと言われる話もあるもんだから見て回りました。

そのときには、まだ私の勉強不足でもあったんですけど、当然そういうふうな交通安全施設については道路管理者のほうである程度されていると思っておったんです。ただ、この標示については、警察署の範囲内の交通安全対策でやっておられるということが分かったんですけど、この状況が、警察のほうにも確認をしたんですけど、やっぱり警察のほうも年間の予算がある程度ありますので、これだけの案件全部してくださいと言ってもできないようで、実際するときには、どういうのを優先順位をつけてされているんですかと話もしました。そのときには、地元の区長さんあたりを通じて上がってきた案件を処理していますと。その案件もかなり多いもんですから、なかなか全部に応えることはできませんけど、一応基本的には地元の区長さんあたりから上がってきた話で工事を進めていると話がありましたので、これは私も気になったから写真に撮ってまいりました。

〔映像モニターにより質問〕

この中で、これがちょうど中川橋、市役所のほんなそばにある中川の対岸のところの国道207号に出る、中川橋の出るところですね。ここもほぼ「止まれ」は消えております。

それと、これは地区でいえば浅浦地区なんですけど、県道同士の交差点でございますけど、左のほうに曲がっていけば嬉野に行く、右は鹿島のほうですね。ここもやっぱり「止まれ」がないし、非常に厳しいなと思って見たところです。

それと、これについては同じ県道なんですけど、場所的には能古見地区の、昔、鹿島実高が野球のグラウンドとして使っていた近くの交差点です。ここもほとんどこういうふうな標示も消えてしまっています。

それと、これがほんなそばにある横断歩道です。横断歩道もほぼ消えているし、これが国

道444号に三源寺のトンネルをくぐってきて出るところの「止まれ」の標示ですね。こういうふうにはほとんどないような状況です。

これも同じ市道のほうなんですけど、なぜかこの——ちょうど十字路交差点になっているんですけど、あっちこっちから県道に乗るためにする一旦停車が必要なんですけど、これもほとんど消えてしまっています。

これは少し鹿島のほうに行ったところの国道207号のバイパスに近いところに、市道がどうかと思って確認したところ、これもほとんど書かれていません。

ということで、鹿島市内の状況をずっと確認して回ったんですけど、これ以外にも、古枝地区、浜、七浦、ほとんどのところで、特に市道から大きい道路に出るところは書いていないところもあるし、ほとんど消えている状況です。だから、これは当然道路管理者がやるのかなと私も思ったんですけど、これは地元から市の警察のほうに上がってきた案件の中から対応していますという話なもので、この辺り、本当に道路の安心・安全を続けていくためには、今のやり方はちょっと私も、道路管理者がある程度これについては関わらないとなかなかうまくいかないかなと思っているんですけど、その辺りの見込みはいかがですかね。これは市長のほうで答えてもらうほうがいいですかね。——いいですか。担当のほうで答えをお願いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

中村建設住宅課長。

○建設住宅課長（中村幸男君）

それでは、お答えします。

市内各所で「止まれ」の文字標示が薄れている箇所があり、地域の方々から不安のお声をいただいているとのことです。

私のほうから少し詳細を説明させていただきたいと思います。

道路標示の管理区分につきましては、路面標示のうち、停止線や横断歩道など交通規制に関するものは、道路交通法に基づき公安委員会、警察が管理をしており、車道のセンターラインや外側線などは、道路管理者である市、県などが管理をしております。このうち、路面に標示された「止まれ」の文字につきましては、法令上は運転者に規制の存在を分かりやすく伝えるための補助的な標示として位置づけられております。そのため、警察におかれましても、交通安全上、法的な効力を持つ一時停止標識や停止線の維持管理を優先されており、路面文字の経年劣化による塗り直しは原則として実施されていないのが実情でございます。

しかしながら、道路管理者である市といたしましても、交通安全の確保は重要な課題であると認識をしております。市の道路工事等に伴い、舗装の打ち替えにより、これらの標示が消えてしまう場合には、警察と連携の上、現況への復旧を適切に行っております。

また、御指摘のありました「止まれ」の文字標示につきましても、事故が多発している箇

所や、特に視認性が悪く、危険性が高い箇所につきましては、学校、PTA、地元区等からの御要望を基に、まずは歩行者の安全確保というところを最優先といたしまして、警察と個別に協議を行いながら、効果的な対策へとつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6 番池田廣志議員。

○6 番（池田廣志君）

御答弁ありがとうございます。今回申し上げました道路の安全管理施設については、今の状況では現実的に非常に厳しい状況になっておりますので、今後そういうことを含めて、市民の方の安心・安全を守るための対策というのもぜひ進めていただきたいと思います。当然いろんな交通安全の法律的な問題もあると思いますが、実際、そこでけがをしたり、命を落したりするという事案も発生しておりますので、その辺りの対応については、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

特に私も市民の方から非常に強く言われたのは、蟻尾山から浅浦のほうに下りる、これは市道なんですけど、市道を通じて浅浦のほうに下りるときに、その目の前にあるのは県道なんです。鹿島～嬉野線なんですけど、ここがさっきも写真でお見せしたように、ほとんどない状態の中で、警察の取締りだけ厳しいということで、よく隠れているんですよということで話があるもんだから、その辺り、やっぱり事故が起きない対策というのは当然、公的な機関として考えていく必要はあると思いますので、その件はよろしくをお願いをしたいと思います。

それと、次にお尋ねをしたいと思っておりましたのは、鹿島市でもこいのぼりを使った環境対策ができないものなのか。

それで、多くの市民の方から話をいただくのが、このこいのぼりというのは、今、自分の家では持て余しとつとよという話がかかなりあります。これはどういうことかといいますと、こいのぼりを揚げるためには大きいさおを立てて、この先にこいのぼりを下げるんですけど、風がかかなり強いもんですから、しっかりせんといかんということで、こいのぼりを立てるだけでもかなり金がかかるそうです。だから、今は非常にこいのぼりを立てることもなくなつたもんねと。それじゃ、どうしているんですかといえば、ほとんどがたんすの中に眠っていると。それで、場所的にもかなり取られるから大変なんですよという話がある中で、具体的にやっておられる佐賀市のほうに調査に行つてまいりました。これはもともと大和町のほうで、官人橋のところでこいのぼりを今も揚げておられます。だから、その辺りがどうなのかということをお尋ねもしました。

それで、佐賀市としては、行く行くは300匹までこいを増やしたいですねとまでおっしゃるぐらい頑張っておられるんですけど、でも、その反面、今、非常に風等も強いもので、こ

いのぼりを昔は3か月近く揚げとったんですよと話されるけど、今は1か月減らして2か月にしましたとかいうて、やっぱりいろんな御苦労もあるんですが、こいのぼりを揚げることで地域の方の関心も非常に高く、それを見に来られる方も多いということで、私もそれじゃ、鹿島は市役所のちょうど横に中川というきれいな川もございますので、その辺りでこいのぼりを揚げたら環境対策にもなるなと思っているんですけど、その辺りはどうお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

それともう一つ、鹿島市のほうでは、浜地区で10年ほど前からこいのぼりを揚げておられます。それで、浜大橋という橋があるんですけど、その上流のほうに、電柱がちょうど対岸、両方同じような場所に電柱がありましたので、その電柱を使ってどうもこいのぼりを揚げておられるようですが、これもあんまり長い時間はできんもんねと話もされていました。ただ、そういう意味では、10年も続けておられるというのは、浜地区にとってもこれは非常に大切な取組だと思っていますので、ただ、一番困るのは、こいのぼりを揚げるための施設がないもんですから電信柱にされている。だから、ちょうど浜地区の場合は一大行事として酒蔵の行事もございますので、その辺りの時期に合わせてそういう取組をすれば、みんなの注目がかなり集まるなと思ってはおるんです。ただ、酒蔵に合わせて桜の木を植えるという話もあったんですけど、これはやっぱり河川管理上、そういうのをできませんということでかなり厳しかったんですけど、こいのぼりについてはそういうことも可能じゃないかなと思うけど、その辺りを含めて、2か所のそういうふうな鹿島の場合はできる、実際しておられるという事実もありますので、その辺りでのお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

峰松政策調整課長。

○政策調整課長（峰松健二君）

こいのぼりの掲揚についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員御紹介ありました佐賀市と浜の事例ですけれども、私も佐賀市のほうの事例を少し調べさせてもらいました。始まりは昭和60年、旧大和町と観光協会などが観光資源である川上峡周辺を盛り上げようということで始められ、その後、佐賀市に合併した後は、観光協会と地元の皆さんが協力して現在まで継続をされているということです。また、飾られているこいのぼりは、ほとんどが市内外から寄贈されたものと伺っております。この開催自体は、開催時期につきましては、川上峡の春まつりの時期に合わせてされているということです。

市内での取組の浜川へのこいのぼり掲揚ですけれども、これは時期的にはゴールデンウィーク中で、先ほど御紹介ありましたように、10年ぐらい前から地元の有志の方が地域活性化の一環として始められております。訪れた観光客にも喜ばれているというところです。また、こいのぼりは浜地区内に寄附を呼びかけて集められているということです。

このような事例を見ますと、いずれも地域の皆さんや民間の組織が主体となって取組を継続されております。また、設置につきましては、観光客が多く訪れるような場所や時期に飾られており、観光振興の面、先ほど環境の面ともおっしゃいましたが、そういった相乗的な効果を生み出しているような状況と思われます。市では、このような地域の自発的な取組を以前から推進しているところです。

今回の御提案ですけれども、寄附を呼びかけるなど、情報発信の面の協力とか、あと、イベントに係る費用、ソフト面の助成になりますけれども、そういった支援。ハード面はちょっと難しいかもしれませんが、そういった面で市としては支援できることがあるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6 番池田廣志議員。

○6 番（池田廣志君）

答弁ありがとうございます。

確かに鹿島の場合も、大きな河川のところにそういうふうなこいのぼりを含めた形でのいろんな取組ができれば、やっぱり市民の方の思いというのが、河川にかなり関心が向くと思います。だから、きれいだけではなくて、川のほうにも関心を持っていただく意味からも、そういうふうな取組というのは非常に大切なと思っていますので、ぜひ実現できるように取組をいただきますようお願いをしたいと思います。

それともう一つ、私が5番目に考えておりますのは、肥前鹿島駅が県等の予算を出していただいて、いろんな環境対策も進められております。ただ、今回の事業は、3月の議会でもお願いをしたんですけど、駅表の分は非常にイメージも分かるように絵もあって、この肥前鹿島駅がどうなるというのは分かるんですけど、肥前鹿島駅の実際電車が着くホームの周辺的环境というのが非常に厳しい状況になっていましたので、3月議会でもその辺りの環境整備もお願いをいたしました。

そのときには、線路というのは非常に管理が難しくて、それぞれ管理するところが違うという話もいただいていますので、特に佐賀、長崎の線路を管理する管理センターというのがあるんですけど、その辺りとも協議せにゃいかんという話も答弁で聞きました。その後の交渉状況がどうなのか、よかったらお示しをいただきたいと思います。

それと、私もこれは、肥前鹿島駅の整備については佐賀県が非常に絡んでおられますので、佐賀県の担当課とも話をしてまいりました。それで、現状の肥前鹿島駅のホーム周辺的环境の写真を見せたところ、向こうもびっくりされて、こうなっているんですかという話になって、それで、ちょうど私が肥前鹿島駅に行って、電車に乗るために改札を抜けるところがあるんですけど、普通お客さんは全部右のほうに曲がって電車に乗ります。それで、左側が

ちょうど公衆便所の裏になるんですけど、ここはいろんな、そういうような環境整備をするのに規制されるようなあれもありませんのでということで、私が話しに行った２日後には県のほうがきれいになりました。だから、できるところからやりますということでしてくれているんですけど、やっぱりどうしても線路の近くのところは危ないということで、管理センターじゃないとどうもできないという話もありますので、その辺りのお話が進んでいるのかどうか、確認をいたしたいと思います。御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

私のほうから駅ホームの東側の環境対策についてお答えをいたします。

線路沿いの土地でございまして、こちらの所有、それから管理は、県及び佐賀・長崎鉄道管理センターということになっております。従来、ここの環境整備についてはお願いをしてきたところですが、なかなか抜本的、あるいは定期的な対策は難しいというような状況が続いておりました。私どももせめてと考えまして、桜の時期、３月前に、フェンスが設置されているエリアに市の職員が入りまして環境対策を行ったところです。ただ、フェンスがなくて線路との境界がない北側にあります桜の木５本、これについては安全上の理由から市職員だけでは対応ができないということで、これは課題として残ったということでございまして、３月議会以降の動きについて申し上げますけれども、この北側５本の桜の木ですけれども、春の桜満開のシーズンでも花がついておりませんので、桜の木自体がほとんど枯死しているということが確認できましたこともありまして、４月以降、佐賀・長崎鉄道管理センターや県の駅整備担当部署に対して伐採等の対応のお願いをしてまいりました。

協議の過程でございまして、沿線の鉄道施設等の維持管理については、県でありますとかＪＲとかの管理方針等もありまして、様々議論をしておったところでありますけれども、我々としましては、新駅舎の裏側に当たるところでありまして、将来的にはえきやどから見下ろすような場所になる重要な場所だということで、表だけではなくて、裏の景観も一体として、所有者である県、あるいは管理センターのほうで責任を持って対応をお願いしたいということで強くお願いしてまいったところです。

先ほど議員のほうからもありましたとおり、このような継続的な働きかけと同時に、県庁のほうへ議員もお出向きいただいて担当課へ働いていただいたということもありまして、改札横のスペースの景観整備については対応をいただいたということで、できることからやっ

ていただいているという状況であります。

本題のカズラが巻いているホーム東側の状況ですけれども、６月に入りましてから県の担当課、それから佐賀・長崎鉄道管理センター、そして我々都市計画課、現地立会いをさせていただきまして、今後の対応と調整すべき点の共有を図ったところでございます。一步踏み

込み、解決に向けて具体的に動き出したというふうに認識をしております。今ある環境を適切に管理していくことは持続可能なまちづくりの基本でありますので、引き続き県や関係者と緊密に善後策を講じてまいります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6 番池田廣志議員。

○6 番（池田廣志君）

答弁ありがとうございます。その肥前鹿島駅の環境対策については、非常に大変なところもあると思います。あれだけのカズラが巻いてしているんですけど、今回、新肥前鹿島駅舎には宿泊施設もできるようでございますので、その辺りで宿泊されたお客さんが当然、朝晩、周りを、環境を見て回るということもあり得ますので、その辺りを含めて、ぜひ環境対策のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それともう一つ、これは御紹介を含めて話をするんですけど、肥前鹿島駅を改修するに当たって、鹿島・太良地区のいろんな振興を図るために、スローツーリズムをぜひここで広げたいという話もある中で、このスローツーリズムの件につきまして、私はえっと思ったんですけど、この全国誌、（現物を示す）これは全国の観光情報を載せている観光情報誌なんですけど、4月号に鹿島・太良地区の取組を載せていただいています。

中をお見せしますとこういう形でなっているんですけど、4ページにわたって「鹿島・太良スローツーリズムの前夜」という形で写真つきで載せてもらっていますので、この辺りの取組も、これも確かにスローツーリズムを本当にここに定着させるためには非常に大変な御苦労があると思います。まず鹿島市の場合は、宿泊施設もかなり厳しい状況でございますので、その辺りを含めて整備するとなれば、当然、多良、肥前大浦までの駅の周辺にそういうふうな宿泊施設を整備するという計画にもなっているようでございますので、非常に時間はかかると思います。だから、かかるということは、やっぱり早く取りかからんとなかなか厳しいと思っていますので、その辺り、スローツーリズムを本当に定着できるように関係担当の方はぜひ頑張ってくださいと思います。これについては何回も質問しておりますので、答弁は要りません。

それと、次に質問で予定をしておりますのが、大きい2番目の有明海の問題です。

この有明海の問題というのは、過去のこといろいろ調べはしました。それで、何で有明海というのがこんなに厳しくなってきたのかなと思いながら、国あたりの、筑後川を管理される河川事務所あたりにも何回も出かけて話し合いながら調整をしているんですけど、なかなか厳しいです。

これはそもそもやっぱり筑後川というのが、昔から暴れ川と言われるぐらい地元に水害を何回も発生させて、命に関わるような大きい水害がずっと起きてきているんです。ただ、こ

の筑後川のおかげで私どもが住んでいる有明海、特に鹿島のほうはよその海にない干潟というのができています。この干潟というのは、阿蘇山が噴火したときに発生した火山灰を筑後川がかなり運んで流下してくれたおかげで、ああいうふうな干潟ができたんじゃないかと。そんな大きい海でない有明海が、東のほうと西のほうでは全然海況が違うほど、この有明海というのは独特な海のあれになっていますので、その辺りの有明海を、本当に昔の有明海を取り戻すためにどうした方がいいものなのか。

それで、先ほども農林水産課長から答えはいただいたんですけど、ただ、有明海の西部地域、特に鹿島を含めて、白石地区とかあるんですけど、この中で白石地区はなぜか去年の秋芽ノリもあんまり成績がよくなかったんですね。それで、逆に今度、鹿島のほうは非常によかったもんだから、その辺りはどういうふうに理解をされておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

近年は養殖ノリのシーズンに雨が少なくなっておりまして、それに伴いまして、河川からの栄養塩供給も少なくなるという海況が多くなっております。そういった少ない栄養塩を、いかに効率的にノリのほうへ吸収させることができるかということが重要と考えられているところであります。

そのような中で、漁協の鹿島市支所の取組といたしましては、塩田川上流域の県営ダムとか、あと、市内の農業用ため池からの放流への協力依頼のほかに、令和6年度はノリの養殖場所を少しでも河川とかの河口域に近づけるような見直しも実施をされているところであります。

鹿島市としても、ダムやため池からの放流に合わせまして、頭首工の堰の操作、堰のほうを立てているのをちょっと倒したりとか、そういった堰の操作の協力依頼を嬉野市であったりとか鹿島市のほうの土地改良区などへ行くとともに、漁業者が海底耕うんなどもされておりますので、そういった海底耕うんへの支援を令和5年度から7年度に行っているところであります。

昨年度は、近年の不作の年とは異なりまして、秋芽ノリの時期に赤潮が発生しなかったこともありました。また、少ない栄養塩の中でも、ダムやため池からの栄養塩補給と漁場の見直しなどの取組によって効率的にノリが栄養を吸収できたことから、おいしいノリが生産されたと考えております。

また、そういう要因もありますが、良質ノリの生産につきましては、ほかにも様々な要因があろうかと考えております。その中で、県有明水産振興センターなどの関係機関におきま

しても、今回の良質であったことの検証をされているところでありますので、その検証結果を注視していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6 番池田廣志議員。

○6 番（池田廣志君）

答弁ありがとうございます。私も、有明海というのは大切な海なのに、それと鹿島市のことを考えても、漁業面でノリがなかなか厳しくなれば、市民の方の収入にも非常に影響が大きいなと考えています。それで、去年がよかったから、今年よくなかったらどうなるかと考えたときに、これは税金対策としては大変ですよ。やっぱりある一定のノリがずっと取れていってくれんと、なかなか漁業をされている方も厳しくなるなと考えていまして、先ほど農林水産課長が答弁されたように、私も鹿島市の漁協のほうとはずっと話し合いしながら調整を続けています。

それで、去年おとしとやってきたのが、鹿島市内にあるダムの水とか、それとか嬉野にも大きいダムが2つありますので、このダムの水、それと、さっきもおっしゃった農業用ため池の水をいかに落とさせていただくかということで、農業関係者の方とも話したんですけど、本当に快く承諾をしてもらったんです。これは何でかといいますと、ちょうどノリの時期の9月、10月に水を落とすとなれば、まだ自分たちは水が要らんもんねと。その代わり5月頃になったら当然田植とかなんとかでかなり水が要りますので、それまでは要らんからいいよという話もしていただいて、協力をしてもらいました。

ただ、そこで私も気になったのは、水を2年続けて落としてもらったけど、今年4月頃、どれだけ水が戻ったかなと思って、ため池も全部、ダムを含めて見て回ったんですけど、これは全部戻っていました。だから、今年の田植に支障を来すような状況にはならないなと思っていますので、そういう意味で農業関係の方と漁業関係の方、それぞれの立場で協力してし合えば、こういういい結果が出るなと思っておりまして、そこで考えたのが筑後川の問題です。

筑後川は最後に筑後大堰を一番下流に造って、そこから福岡市とか佐賀市、それとあとは農業用水とか工業用水にかなりの水を送っています。だから、この送る水の中で、農業用水として流している部分を筑後大堰から落とす水に加えて、季節的に増やされんもんかなと思って話しに行ったんですけど、これについては流れる水の割合が、農業用水として流れている水はかなり少ないんです。だから、一応話は理解してもらったんですけど、ただ、筑後大堰に関しては、地元の水に関する大学の専門の先生たちが話し合って毎秒40トンと決められていますので、筑後大堰から落とす水の量はなかなか変えられないのかなと思っているんですが、有明海問題というのは、いかに水を上から落とさせていただくかというのが非常に

大切な取組だと思っていますので、そこまで話をしましたけど、この辺り、市長がもともとそういうこともされておりましたので、よかったらお話をしていただければと思います。

それと、特にこういう対策については、やっぱり市の行政のトップのほうで話を上げていただかないとなかなか厳しいなと思いながら、私は私なりに河川関係の担当者ともお話をしているんですけど、その辺り、よかったら思いをぜひお話しいただけたらと思います。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

有明海のことで、池田議員、常日頃から心配をされているということで、私もノリ養殖に関わってきた人間です。当時のことを思い出すと、今回、樋口議員から有明海の環境の問題も話されたんですけど、以前、本当に豊穰の海ということで、ノリはもちろんですけど、貝とか魚がいっぱい取れた海で、鹿島の皆さん方もその恩恵にあずかっていたというふうに思います。

その中で、有明海がどうしてこう変わったかということなんですけど、今、議員がおっしゃるように、筑後川の水というのは、ダムから佐賀県の有明海に注ぐ水がほかのところはかなり取られています。これは私も以前から分かっていたしまして、何とかならないかというような話でしたが、議員おっしゃるように、福岡県とか佐賀県、大分県まで絡んで、いろんな人たちがこの筑後川の水に関係しておりますので、我々の思いがなかなか届かないというようなことだと思います。

私も実は筑後大堰ができるときに、漁業者、まだ20代でした。そのときに泊まり込みで反対運動に行ったことを覚えています。それだけ漁業者にとっては筑後川の水というのは大事だということを常日頃から思っておりまして、有明海の再生には、この水をどうするかというのが非常に大きな問題です。

鹿島においては、さっきおっしゃったように、嬉野の岩屋川内ダム、それから横竹ダムからの放水を、土地改良区、いろんな方々が協力して流してもらっておりますし、市内の農業用ため池からも流してもらっています。いろんなことが、やっぱりこういうふうな相乗効果で昨年度のノリが非常によかったというふうに思っております。

もう一つは、有明海の流れということで考えれば、どうしても諫早湾の干拓事業というのが大きく影響していると思っています。これは何でかということ、有明海は反時計回りということを議員は御存じですよね。水の流れが熊本から福岡、佐賀、長崎のほうに流れるという大きな流れがあります。それを押し出す力が諫早湾にあったということで、あそこを締め切ったということで、この反時計回りの流れが弱くなって、有明海にいろんな影響を及ぼしているというふうに思っています。このことも、今もまだまだ漁業者の皆さん方の懸案事項として残っているわけですが、ただ、それを言っているだけでは解決につながりませんので、

今言ったようないろんな施策を施しながら、少しでもノリが取れるように、魚が復活するように、貝が復活するように頑張っていきたいというふうに思っています。

とにかく豊穰の海、有明海というのを以前経験した私たちからすれば、またぜひ本当に元に戻ってほしいなという思いがありますので、行政、それから地域の皆さん方、漁協、いろんな方々が一緒になってやっていきたいと思ひますし、私のほうからも漁協なり県のほうには池田議員の思いも伝えていきたいと思ひます。

○議長（徳村博紀君）

6 番池田廣志議員。

○6 番（池田廣志君）

答弁ありがとうございました。それで、私もこの有明海というのは非常に豊穰の海として大切な海と思っておりますので、今後とも、そんな大きい力は示せませんが、いろんなデータを調べながら頑張っていきたいと思ひます。

それで、先日、3 日前の新聞では、有明海にアザラシが出たよという話もあって、何でと思ったんですけど、やっぱり有明海自体の海水というか、回る水の量が減って、外海の海水がかなり流れ込んでいるという話もありますので、それで魚を追っかけてアザラシが来たんじゃないかなという話もあります。ただ、何で有明海にアザラシなのと思ったんだけど、これは新聞情報によれば、どうも中国のほうに寄ったのが、たまたま魚を追っかけて入ってきたのかなという話も書かれていますので、ただ、この有明海というのが、それだけ今まで流れ込んでいた水の量が減ることによって外海の水が流れ込むとなれば、やっぱりなかなか厳しいなと思ひますので、そこを含めて、また今後勉強しながら進めていきたいと思ひます。

これで一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で6 番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。11時25分から再開いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

5 番議員の中村日出代です。よろしくお願いいたします。

6 月議会の質問は、大きい項目1、田澤義鋪、菴聖寛蓮の肥前鹿島駅に設置されていた立て看板の撤去について、(1)撤去された理由と今後の対応について、(2)田澤像への台座の設

置について。大きい項目 2、肥前鹿島駅周辺地区を中心とした市街地の活性化について、(1) まちなかウォーカブル推進事業及び第 2 世代交付金事業について、(2) 第 2 世代交付金事業における肥前鹿島駅整備及び復原駅舎整備について。大きい項目 3、令和 8 年度鹿島市予算書について、(1) 予算書の重要性について、(2) 街路事業費について質問いたします。

それでは、総括質問を行います。

田澤義鋪、碁聖寛蓮の肥前鹿島駅前に設置されていた立て看板の撤去について、撤去された理由と今後の対応について答弁をお願いいたします。

2、肥前鹿島駅周辺地区を中心とした市街地の活性化について、まちなかウォーカブル推進事業及び第 2 世代交付金事業について。

昨年 3 月から、まちなかウォーカブル推進事業及び第 2 世代交付金事業が国の交付事業として採択されました。この事業を活用し、肥前鹿島駅周辺地区を中心とした市街地の活性化を目指し、事業を進めていくと資料に説明されております。まちなかウォーカブル推進事業は国土交通省、第 2 世代交付金事業は内閣府、市はこの 2 つの交付金事業を活用して、どのような中心市街地の活性化を目指しているのか、答弁をお願いします。

最後に、令和 8 年度鹿島市予算書について、予算書の重要性について答弁をお願いいたします。

関連質問はこの後行います。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

まず、肥前鹿島駅前に設置されておりました田澤義鋪生誕の地及び囲碁発祥のまち鹿島の立て看板の撤去についてお答えをいたします。

まず、これらが撤去された理由についてでございますが、現在、県と進めております肥前鹿島駅周辺整備事業の工事着手に伴い、物理的な支障となることから、県より設置者への撤去の確認を相談されまして、市が各団体に連絡を取り、撤去の了承を得た上で、昨年度、県が撤去を行ったものでございます。

これらの看板は、鹿島ライオンズクラブや鹿島ロータリークラブ、日本棋院鹿島支部といった団体、活動組織の皆様が、地域の誇る偉人や文化を広く内外に P R する目的で設置されたものでございます。

しかしながら、設置からそれぞれ 10 年から 20 年近くが経過し、盤面の日焼けや鉄柱のさびなど老朽化が進んでおり、団体が別の場所に再設置し、活用されるというお考えもございませんでした。

令和 6 年度から各団体に市から相談、説明を行いまして、令和 7 年度の工事着工前に最終

確認を経て、県が撤去を行ったものでございます。

都市計画課からもう一点、総括質問に対して御答弁をいたします。

まちなかウォークアブル推進事業及び地域未来交付金、従来の第2世代交付金でございますが、これを活用した中心市街地の活性化並びに今後の目指すべきまちの姿についてお答えをいたします。

まず、市としての基本的な考え方を申し上げます。

国土交通省のまちなかウォークアブル推進事業や内閣府の地域未来交付金は、いずれも国が用意している補助事業のメニューの名称でございます。市ではこれらを、現在県と取り組んでおります肥前鹿島駅周辺整備事業を着実に実行するための財源確保の手段として採択を受けたものでございます。

その上で、この2つの交付金事業を原動力として、どのような中心市街地の活性化を目指しているのかについて御説明をいたします。

今回の計画では、肥前鹿島駅周辺を整備することにより、町なかへの回遊を促し、歩いて楽しいまちづくりを推進することを大きな目標に掲げております。これは、これまでの車中心の空間から人中心の空間へと転換を図り、町なかへの歩いて移動できる範囲において、居心地がよく、歩きたくなる町なかづくりを推進する事業でございます。

さらに、内閣府の地域未来交付金等を活用し、駅利用者の利便性を高める駐輪場や駐車場の整備、さらには民間によるまちやどへの補助といったソフト事業を展開しております。

本市がこれら2つの交付事業を活用して目指す中心市街地の姿とは、単に新しい駅舎や道路を造ることではございません。新しく生まれ変わる肥前鹿島駅を起点として、ここから歴史ある中心市街地へと観光客や市民の皆様の足が自然と向いていくこと、そして、まちなかを心地よく歩いていただくとともに、沿線の民泊や体験型観光、地域の実り豊かな文化にゆったりと触れてもらうこと、すなわち歩きたくなる、滞在したくなる持続可能な鹿島のスローツーリズムを実現してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

峰松財政課長。

○財政課長（峰松一政君）

私のほうからは予算書の重要性についてということでお答えさせていただきます。

予算書は、限られた財源をどのような目的に、どの程度配分するのかを明らかにするものであり、行政運営の基本方針を具体的な形で示す重要な文書であります。

また、予算書を通じて、市民の皆様や議会に対し、事業や財源の使途を説明し、行政の透明性と説明責任を果たす役割も担っております。

さらに予算は、議会の議決を経て執行されることから、予算書は行政と議会が地域の課題

解決やまちづくりの方向性を共有するための基礎資料でもあります。

このため、予算書は単に収入支出を記載した会計上の資料ではなく、住民福祉の向上と持続可能な財政運営を実現するための根拠となる文書であると認識しております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

〔パネルを示す〕

まず、駅前にあった田澤義鋪氏と、それから寛蓮さんのがあります。これがなくなったわけですね。撤去されました。話によれば、ロータリークラブだ何だと話をしたけれども、全然看板を立ててくださいというようなお話はなかったという話だったですけれども、囲碁で一番中心的になっている方からのお話で私は受けて、そちらのほうにお話ししたわけですね。看板をどうにかしてくださいと、お金は囲碁の関係の方がお払いますということで。広場のほうがありますので、そちらに何とかできないでしょうかと言ったら、あそこは都市計画で規制があるものですから、広場にはなかなかできないということだったですね。それで今相談をした状況となっております。

それで、両氏のことについては、有名な方ですので皆さん御存じだと思いますけど、改めて紹介をしたいと思います。

鹿島市は長い歴史と文化を誇るまちでありまして、その発展を支えてきた多くの先人たちの功績によって現在があります。中でも社会教育の発展に尽力し、また、日本青年団の父と言われた田澤義鋪氏、そして平安時代の人であり、当代随一の囲碁名人であった寛蓮は棋聖と呼ばれました。棋聖戦は、囲碁七大タイトルの一つと現在でもなっております。両氏の存在は鹿島市民の誇りであり、次世代へ語り継ぐべき大切な歴史資産です。

しかし現在、肥前鹿島駅に設置されていた両氏の立て看板が撤去されておりまして、市外から訪れる方々や若い世代が、鹿島市の歴史や人物に触れる機会が大きく損なわれております。

駅前はそのまちの顔であり、また、まちの歴史や文化を象徴する場所でもあります。偉人紹介看板は単なる飾りではありません。郷土への誇りを育み、観光振興や教育的価値を持つ重要な公共的役割を果たしてまいりました。

特に近年は、地域の歴史や人物を生かしたまちづくりや観光振興が全国的に重要視されており、鹿島市においても郷土の偉人を積極的に発信する姿勢が求められております。ぜひ看板を新たに設置して、鹿島市の広報啓発活動の一つとしていただきたいと、これは要請ですけど、していきます。

どうするということは答えがなかったですね、看板の今後の対応。それを答えてください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

駅前にございました2つの、田澤先生の看板、それから囲碁発祥の地の看板について、今後どうするかというようなお話でございました。

現在、肥前鹿島駅周辺の整備におきましては、エリア全体の景観やデザインを重視して計画を進めているところです。県でもサイン計画などの統一感を盛り込んだ空間づくりということで検討をしているところです。

駅前に様々な多様な大型看板が林立するということは、視覚的な雑多さを生むでありますとか、せっかくの美しい駅前景観やユニバーサルデザインを阻害する要因ということもございますので、担当課としては慎重に考えるべきというふうに認識をしております。

もう一つの案ではございますが、今後は、従来のような固定された物理的な看板の再設置ということではなくて、現在検討を進めておりますデジタルサイネージなどのデジタル技術を柔軟に活用することを念頭に置いております。これによって美しく景観を維持しながら、より魅力的な情報発信、さらには時代に即した質の高い鹿島のPRの手法を検討していくことができるというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5番中村日出代議員。

○5番（中村日出代君）

最初から看板の大きなのを立ててくださいというような希望はしとらんですね。今、デジタルサイネージというお話がありました。これはデジタル表示板ということでしょう。これは非常によかいですよね。今の田澤先生の銅像のところに造って、今、ポケットパークが4つありますから、そこら辺りにしたら物すごく鹿島の宣伝にもなりますし、非常によいことだと思います。その計画をぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、田澤像への台座の設置についてです。

設置された当時から、田澤先生の銅像が低いということで私も思っておりましたけれども、市民の皆さんからも、やっぱり偉人ですので、目線が我々と同じというのは、ちょっとこれはあまりよくなかですね。

それから、コロナ禍に、田澤先生の像のところにマスクをかけてあったときがあったですね。あれを見たときには非常に不愉快になりました。やっぱり鹿島市で誇る偉人ですので、像にしてももう少し大切に扱っていただきたいと思います。傷つけるとか行為の防止の対策でも、台座をつけて、少し高めていただいてももらいたいと思います。

これは県の所有地ですので、県に申請せんばいかんですね。田澤先生の後ろのほうに案内

板がありますけれども、川原部長が企画財政課長のとき大変苦勞されて、あれをしてもらいました。本当によくできとつですよ。よかったなと思ったら、銅像がああいうふうでしょう。せめてもう少し台座をつけて、県のほうは厳しいと思いますけれども、申請をして、ぜひ台座を高めてもらいたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

森生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 隆文君）

私のほうから田澤氏のモニュメントへの台座設置についてお答えいたします。

まず、設置当時の経緯について御説明申し上げます。

当時の設置コンセプトは、等身大の銅像に直接触れていただき、より身近に感じていただくこと、また、視覚的な圧迫感を抑え、町並みに自然に溶け込む景観に配慮することであり、これらに基づき、台座なしの形態で設置した経緯がございます。これら当時の経緯や設置コンセプトを勘案しますと、現在の設置場所において直ちに台座のみを設置するということは困難であると考えております。しかしながら、現在、都市計画課において駅前広場実施設計業務を委託中であり、この中では中心商店街のポケットパーク再整備についても設計を行うこととしております。そのため、本モニュメントの配置を含め、現在の位置にとどめるか、あるいは別の場所に移設するかについても併せて検討を進める必要があると認識しております。今後、再整備されるポケットパークのコンセプトや形状を踏まえ、現在のような台座なしの形態が望ましいのか、あるいは台座を設けることが妥当であるのかを精査してまいります。その際には、議員御指摘の損壊行為防止対策の視点も参考にさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、田澤氏のモニュメントにつきましては、今後の駅前広場の整備状況に併せ、設置場所や台座の有無を含め、改めて最適な在り方を検討してまいります。

なお、台座の設置や設置場所の変更などが生じた場合は、生涯学習課において佐賀県へ必要な申請手続を行うこととなります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

まず、やっぱり傷つけられたらいかんですね、我々の誇りですからね。雨ざらし、日ざらしになって、何かつけてくださいという話も最初の頃ありました。しかし、それは難しいから仕方ないと思いますけれども、傷つけられるのを防止するためにも、やっぱり台座をつけていただいた方がいいと思います。

それで次に、肥前鹿島駅周辺地区を中心とした市街地の活性化についてです。

先ほど活性化については、スロートーリズムということでお話がありました。まちなかウォーカブル推進事業計画の中に、山口知事が推奨しているスロートーリズムがあります。次のように紹介されております。一つの地域に長時間滞在し、地元の人々との交流、食文化、自然をゆっくりと楽しむ旅行スタイルのことをいいます。スローですから、ゆっくり楽しんでいくということですね。

これはちょっと置いておいて、昨日の同僚議員の質問で、まちなかウォーカブル推進事業の事業費が610,000千円となっているとの発言がありました。私が持っているこの資料には、全体事業費556,000千円と記載されております。どの時点で交付金が54,000千円も増額になったのか。また、増額になった理由を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

ウォーカブル推進事業の計画書について、金額が違うのではないかとこのところでの御指摘かと思えます。

議員お持ちのウォーカブル推進事業の資料については556,000千円ということで記載があるかと思えますけれども、ウォーカブル推進事業については、年度年度で計画の見直しとあったところで、毎回ローリングをしていくというような手続を市と国とで行っているところがございます。お持ちの計画額というところは、令和7年度バージョンということになるかと思えます。その後、令和8年度バージョンの中で6億円になっているというところがございます。昨日、伊東議員の御質問のほうでもお答えをしましたが、市道の城内線の整備であるとか、駅の広場の整備、先ほどもちょっとありました情報掲示板の関係、それから、ポケットパークの整備、こういった事業をこのウォーカブルで取り組むわけなんですけれども、昨年度の数字と今年度の数字が違うという御指摘に対しましては、増減が若干ございまして、城内線の関係では少し設計費が削減ということができたために減額をしている部分がございます。それから、広場に関しては、物価高騰や人件費増、こういったところ、あるいは補償物件の再算定の中で増額になっている部分があるというところ、あるいはまちなかサインということで情報掲示板、こういったものをつけたいということを新たに申請した部分もがございます。それから、ポケットパークの再整備については、先ほど申し上げた物価高騰や人件費に伴う増、こういった毎年毎年移り変わる金額というのがございますので、そういったところを毎年ローリングして国と詰めているといったところがございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

毎年話し合いをして、物価高騰だ、人件費で上がっていくわけでしょう。鹿島市はどの時点まで財政的に耐えることができるんですか。ずっと上がっていくわけでしょう。1年で54,000千円ぐらい上がっておるわけですよね。また次も上がっていくわけです。下がることはまずなかですよね。やめることはできないでしょうけれども、鹿島市の財政で耐えることができるんですかね。予想として、ここまではというところがあるんですか。それとも天井でどこまでも行くんですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

お答えをいたします。

ウォークブル推進事業計画についてでございますけれども、毎年確かに見直しをしていくところでございますけれども、やむを得ない事情、あるいはもう少しレベルアップをしたいとか、そういった部分の変更というものはどうしてもございますので、その年度年度で見直しをしていくという形になるわけですが、当然、市全体の財政計画の中でしか我々は動けませんので、そういった中での調整が必要になってくるだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5番中村日出代議員。

○5番（中村日出代君）

お金にも限りがあるわけですよね、鹿島市も財源がですね。いろいろ大型事業も控えとつですね、ここの耐震、それから給食センター、消防署、広場も10億円ぐらいでしょう。これも下がっていくことはなかですよね。だから、やっぱり佐賀県にも鹿島市の意見をもっと、今も言っていると思いますけれども、もう少し意見を言ってもらって、計画も1年間で54,000千円も増えていったら、来年にいったら1億円ぐらい増えていくわけでしょう。そこら辺をもう少し考えて、都市計画課が御苦労されているのは分かりますから、意見は意見として言っていただくようお願いしたいと思います。

それで次に、スロートーリズムを推進していくためには、まず商店街の皆さん、市民の皆さんの理解とか協力が必要ですよね、まち全体を変えていくような話です。これまでどのような対策をしてきたのか。スロートーリズムの特徴は、ゆっくりと移動するということです。また、質の高い体験を、先ほどいろいろ言われましたけど、食文化や歴史を体験していくとかありますね。

そこで問題が、収益化が難しいというのがあります。スロートーリズムは、先ほども言いましたように、少人数でゆっくりと長時間の体験をすることが目的ですね。そのために、利

用している店舗の回転率が悪くなるのは仕方ないことですよね。すると利益が出ない。ここがまた難しいところです。

もう一つは交通手段の問題がありますね。公共交通が弱い鹿島市では、市内のバスの便数が少ないために移動がなかなか難しかですね。こういうところもまた問題となります。一番は、地域住民への負担が非常に大きいですよね。まず、まちを、どういうふうなまちであるかと。川原部長がいつも私と話しますが、まちの中の物語が必要ですよね。物語をつくらんばいかん。それで今度は、酒蔵ツーリズムも一緒ですけど、やっぱりガイドさんが必要ですよ、まちの中を案内せんばいかん。ガイドさんも用意せんばいかんですよ。とにかくこのスローツーリズムをしていくためには、大変な作業が、御苦労が要っですよ。

そして、一番の問題は、訪れた方と地域の住民の方は会話もせんばいかんですよ。紹介したり、鹿島のまちはこうですよとか、いろんなことを言わんばいかん。そしたら、その人たちに対する負担というのは大きいですよね。だから、浜の酒蔵ツーリズムは全然人間が変わっつらんですよ。もうずっと、何年たっているか分かりませんが、ここが難しいところです。これらの問題について、担当課はどのような対策を考えているのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

お答えします。

確かに議員がおっしゃいますとおり、スローツーリズム、これを浸透させていくということは大変難しいハードルだなというふうには考えておるところでございます。これまで市民の皆様方と共有してきたこと、これからしなくてはならないこと、こういったところから答弁をさせていただきます。

肥前鹿島駅周辺整備を契機としたスローツーリズムを持続可能なものとしていくためには、地域の核である商店街の皆様や市民の皆様の御理解と主体的、積極的な御協力が不可欠でございます。スローツーリズムとは、単に観光客が通り過ぎるだけの観光ではなく、鹿島、太良の歴史、文化、そして、そこに暮らす人々の温かさに触れながら、まちなかをゆったりと歩き、滞在していただくものでございます。だからこそ、お迎えする側の市民の皆様や商店街の皆様とどのようなまちを目指すのかというビジョンを共有し、一緒になって地域を盛り上げていくという機運をつくることが重要であると考えております。

これまで実施してきた主な取組と対策について、具体的にお答えをいたします。

1つ目は、様々な媒体や機会を通じた情報発信でございます。

市としては、一部の方々だけでなく、広く全市民の皆様はこの事業とスローツーリズムの意義を知っていただくため広報を行ってまいりました。具体的には、全戸配付のチラシ、市

報への掲載、ケーブルテレビでの放映、フォーラムや座談会等のイベント開催、ホームページの掲載、動画でのデジタルサイネージ放映、それからパネルの展示、こういったものをしてまいりました。

2つ目は、関係団体、各種団体へ、地域へ自ら赴く丁寧な説明と対話でございます。

行政からの発信を待つだけではなく、職員が直接出向いて市民の皆様の会合や団体の会議等にお邪魔して説明の機会をいただいております。これまで市民の皆様に向けた出前講座をはじめ、商工会議所や観光協会、そして地元のスカイロード商店街の総会など、様々な機会に時間をいただいております。

3つ目は、KATAラボとの連携した取組になります。

中心市街地にあるKATAラボでは、県と鹿島市、太良町の職員が派遣をされておりまして、スロートーリズムの事業等の現場での動きを担当しております。商店街をはじめ、スロートーリズムのプレーヤーたちとの信頼関係も厚く、その機動力を生かして情報発信に取り組んでおります。SNSでの発信をはじめとして、イベントチラシを商店街の一軒一軒に歩いてお配りして参集を呼びかけるなど、私たちも連携して情報発信を進めてまいりました。スロートーリズムの推進は、ハードの整備が完了して終わりではなく、そこから本当のスタートだというふうに考えております。

駅に降り立った観光客を地域全体が温かく迎え、まちなかへの回遊が商店街の活性化や市民の誇りにつながるよう、今後も引き続き市民の皆様が主役の持続可能な仕組みづくりと情報発信に県と共同で進めてまいります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩いたします。

なお、午後の会議は1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

午前中に続き質問をさせていただきます。

次に、第2世代交付金事業における肥前鹿島駅整備及び復原駅舎整備について質問します。

第2世代交付金事業には、肥前鹿島駅整備、復原駅舎整備事業を県と共同で実施すると記載されております。事業主体は佐賀県、鹿島市、全体事業費2,353,000千円と記載されております。

鹿島市の負担金額を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

第2世代交付金、現在の名称は地域未来交付金になっておりますけれども、その事業の中での鹿島市の負担額という形でのお尋ねであったかと思っておりますけれども、主なところでは駐輪場、駐車場の建設に係る部分といったところになってまいります。

お尋ねの部分については、ウォークブル推進事業の資料の中で、新駅舎・復原駅舎整備事業、これで佐賀県と鹿島市と連名で書いてあるという部分のお尋ねであるのではないかなと思うんですけれども、そちらについて少し御説明をさせていただきます。

新駅舎及び復原駅舎の建設、整備につきましては、基本的にその全てを佐賀県が実施されます。完成後の各駅舎の所有権につきましても、現在と同様に、全て佐賀県の所有施設となります。また、鹿島市が建物の建築費を負担したり、駅舎の区分所有権を持ったりすることもございます。

その上で、なぜそういった申請書の中で、事業主体として佐賀県と鹿島市が連名で記載されているかといったところも含めて御説明します。

将来的に復原駅舎のほうに市の公的団体が入居していただきたいと、そのような形で想定しながら計画を進めているわけでありましてけれども、その内装工事の一部を市が主体となつて行う可能性を見越して、国の補助金申請書をそういったルールに従って連名で記載してございます。

ちなみに、新駅舎のほうでは、市が関与する、市の関係の団体が入居ということは想定をいたしておりません。一般的に民間のビルや店舗でも同様でございますが、家主から建物を借りて入居する場合は、看板やカウンターとか、そういった什器やテナント独自の内部費用、こういったものは家主ではなくて、入居する側が負担することが通常でございます。将来、そうした内装工事とか、あるいは広場等で利用する備品とか倉庫とか、こういったものを購入する可能性を勘案して、地域未来交付金の中でも県と市が連名で記載をしている部分があるということでございます。ただ、その負担金の額というところでは、現時点ではまだ未定という形になっております。

その理由でございますが、まずは令和9年度末の新駅舎の建設に向けた検討、施工が最優先として進んでいるというところでございまして、新駅舎は全て県事業での整備でございます。市や市の関係団体が入居することはございませんが、新駅舎の次の段階が復原駅舎の整備という形になってまいります。その手法でありますとか、具体的な活用方法、中にどういう機能を入れるとか、公的団体、どういった団体が入るかとか、あるいはそれによる内装とか備品の検討、今からの検討という形になってまいります。現在、県と関係部局で議論を

深めていく段階でございまして、具体的な費用を確定させるに至っていないというのが現状でございます。

今後とも佐賀県との適切な役割分担と緊密な連携の下、市の財政負担をしっかりと精査、抑制しながら、肥前鹿島駅周辺整備完了に向けて着実に事業を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

2 億円ぐらいじゃないかなという話を聞きましたけど、まだ決まっとらんということですね。

それで、やっぱり市民が一番心配しているのは、将来の肥前鹿島駅の管理についてです。鹿島市は管理に全く関与しないでよいのか。共同ということは、お金を出すということは、そこに責任も当然出てくるですね。出てくるでしょう。そういうところはまだお話ししていないということではおかですか。よかですね。

そしたら最後に、5 月 29 日の全員協議会で担当課から、駅事業は 50 年に一度のチャンスとの発言がありました。そのようなことがあればあるほど、確実にこの事業を成功させて推進をしていただきたいと思います。担当課には、同事業が市街地の活性化に資することができますように頑張ってください。私は応援しています。

それでは次に、3 番目の令和 8 年度鹿島市予算書について質問します。

これが予算書です。（現物を示す）市民の皆さんは初めて見られるか分かりませんが、この予算書の 180 ページに街路事業費というのがあります。目——目というのは目的の目ですね。2 目、街路事業費、そして節というところに——これは何に使うかということです。そこに給料 3,840 千円、職員手当等 2,318 千円、共済費 1,275 千円、需用費 132 千円と記載があります。

これは何の事業費なのかということの前に、街路事業というのはどういう定義であるかをまず教えてください。

○議長（徳村博紀君）

峰松財政課長。

○財政課長（峰松一政君）

予算書 180 ページの街路事業の定義ということで、予算書上の定義のことでお答えしたいと思います。

予算で使用する分類の款、項、目、節については、款は地方自治体の予算や決算において歳入歳出を分類する最も大きな分類で、項は款を細分化したもの、目は項を細分化したもの、

節は目を細分化した支出の種別により区別するものです。

お尋ねいただいている予算書180ページに記載の目名、街路事業費は、地方自治法施行規則第15条第1項に規定され、例示されている目の名称になります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

私が聞いているのは、街路事業というのはどういう事業ですか、その定義を教えてくださいということです。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

私のほうからは都市計画法上の街路事業という説明になりますことをお断りしまして、これは国土交通省のホームページからなんですけれども、街路事業とは、都市計画法の認可または承認を得て実施される都市計画事業のうち、都市計画道路を整備する事業と。その中でも都市内、主に既成市街地で都道府県や市町村等が実施する事業のことと把握をしているところでございます。

主な取組としては、都市の骨格となる幹線道路の整備であるとか、快適な街路空間の整備、あるいは無電柱化の推進、こういった具体的事業がございます。これが都市計画法上の街路事業ではございますが、先ほど財政課長が申し上げたとおり、予算の目名の街路事業費は、地方自治法施行規則第15条別記に明示されている目の名称ということで、直接的に都市計画法に基づいた街路事業がイコールであるというものではございません。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

地方自治法施行令第15条というのは、節を規定されとつとやなかですか。目じゃなくて節でしょう。

もう一つ、街路事業とは、都市計画法第59条の認可または承認を得て実施される都市計画事業のうち、都市計画道路を整備する事業であると国土交通省の資料では説明されとつですね。都市計画法第59条第1項に、都市計画事業は、市町村が都道府県知事の認可を受けて施行する事業です。鹿島市が駅前広場を都市計画決定し、都市計画道路事業が、今その180ページあります街路事業ということですね。この目の節にあります、先ほど言いました人件費、給料とか、これは都市計画道路事業じゃなくて、ウォークブル推進事業のポケットパー

クの人件費じゃなかとですか。

○議長（徳村博紀君）

峰松財政課長。

○財政課長（峰松一政君）

お尋ねの人件費の前に、地方自治法施行規則の第15条について御説明したいと思います。

第15条、「歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。」、第2項、「歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。」となっておりますので、第15条では歳入歳出それぞれの款、項、目、節の区分について定められている条文になります。

それと、先ほど御質問いただいた職員人件費ですけれども、この分はポケットマネー（同ページで訂正）の維持管理費、消耗品とか光熱水とか、その辺と、そのポケットパークの整備を行う、また、都市計画課が所管する事業を行う職員の人件費を計上しているものとなります。

○議長（徳村博紀君）

5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

私が質問しよつとは、この人件費は都市計画法上の事業費ですかと聞きよつわけですよね。節の部分にあります7,565千円ですね。これは何の目的で、何に対して支払うお金なのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

峰松財政課長。

○財政課長（峰松一政君）

すみません、先ほどポケットパークのことを別の文言で言い間違えていたみたいですので、ポケットパークということで訂正させていただきたいと思います。

お尋ねの分につきましては、先ほど申しましたとおり、ポケットパークの維持管理の事業費であるとか、都市計画課の職員の人件費を計上しているものというふうに、ちょっと同じ答えになりますけど、なります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

目は目的ですよね。目的は何かというたら、都市計画法の道路事業ということでしょう。この人件費は道路事業じゃなかじゃなかですか。ポケットパークは街路施設管理事業ですね、あなたたちが作っている参考資料70ページに、街路施設管理事業（ポケットパーク等）7,565

千円、事業概要等、街路ポケットパーク管理費ほかとなっておりですね。

このポケットパークは、都市再生特別措置法の第46条の第1項、「市町村は、単独で又は共同して、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画を作成することができる。」を根拠として、人件費で計上されているのは、都市再生特別措置法の一部を改正する法律を根拠にしたポケットパークとのまちなかウォークアブル推進事業ですね。これは都市計画法に基づいた事業じゃなかいですよね。そしたら、この目の目的と全然違うじゃなかいですか。目的の違うとはつけられんでしょう、目やけん、目的やけん。目的の違うじゃなかいですか。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

お答えをいたします。

議員おっしゃいます街路事業については、おっしゃっているような都市計画法に基づく街路事業というふうなことでおっしゃっているかと思います。（「都市再生」と呼ぶ者あり）都市再生ですね。この予算書180ページに記載をいたしております2目、街路事業費でございますが、先ほど財政課長が申し上げたとおり、地方自治法施行規則第15条、また施行令第150条に記載のとおり、款、項、目、節、それぞれ区分をし、それぞれの款ごとに、先ほど申し上げました項があつて目があるという、その地方自治法の施行規則、施行令上の会計上の区分というふうになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

それはあくまでも区分であつて、区分は目は目的ですよ。目的は何かというたら、都市計画法の道路事業でしょう。その都市計画法の道路事業の目で出しとっわけじゃなかいですか。その中に都市再生特別措置法のポケットパーク等が入つとつとはおかしかじゃなかいですか。目は目的の違うとじゃなかいですか。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

重ねて申し上げましてあれですけども、この目については、目的による目ではございません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

目的の目じゃなかったら、何の目的ですか。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

施行規則第15条、「歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。」ということで、この区分により、それぞれの予算を、決算も同様ですが、分類化をしているということであります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

そういうことはなかですよ。目は目的じゃなからにやいかん。

国の財政法の第32条第1項に、「各省各庁の長は、歳出予算及び継続費については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない。」と決めてあるですね。経費の目的外使用は禁じておりますね、国の。国で、地方にはなかです。また、この法律に準じて、地方自治法の第216条、歳入歳出予算の区分、「歳出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。」と決まっておりますから。歳出予算は、歳入と異なり、予算計上されることによる支出の限度や内容を求める拘束力を持っていると書いてあるですよ。目的に拘束されるわけですよ。目的以外で使ったらいかんわけですよ。特に支出については、内容を求める拘束力を持つと強い表現で規定されておりますね。予算に計上されている目的以外の経費の支出を行うことはできないという意味ですね。

また、地方自治法第220条、予算の執行及び事故繰越し、第1項、「普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。」と定められていますね。条文の逐条解説には、歳出予算の執行は、その定められた目的に従って使用され、完全に予算の目的を達成することが理想である。また、歳入歳出予算の各項を目、節に区分するとともに、当該目、節の区分に従って歳入歳出予算を執行することを手続として定めなければならないものと逐条解説にはなっておりますね。目的で違うことば入れて、それは目的外使用じゃなかですか、どがん考えても。

鹿島市の財務規則の第12条には、歳入歳出予算の款項及び目節の区分、第2項、「歳入歳出予算の目及び歳入予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則別記に規定する歳入歳出予算の目及び歳入予算に係る節の区分を基準として、毎年度歳入歳出予算の定めるところによ

る。」と載っつつです。款、項でなっつつけんというて、目と違えば入れらるっはずのなかでしょう。これは目的外使用じゃなかとですか。

予算は、国の財政法に準じ、地方自治法、鹿島市財務規則等の規定にのっとり計上しなければなりません。街路事業に該当しない街路ポケットパーク管理費7,565千円は、議会が議決した内容と違います。議会が議決したとは街路事業費で、都市計画法の道路事業でしょう、予算の。ポケットパークのこの予算はあれしとらんです。これはどがんしたっちゃ目的外使用としか思われんです。先ほどから款、項がどうのこうのと言っておられますけれども。

3月議会での議決は、都市計画法に基づく街路事業の予算の議決でありまして、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律に基づいた街路施設管理事業ポケットパーク等7,565千円の予算を議決しておりません。議会の議決を受けた予算の目的外ではないかと思えますけど、どうですか。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

先ほど御紹介をいただきました地方自治法第216条、歳入歳出予算の区分というふうになってございます。先ほどおっしゃいました目的外使用ではないかというところでございますが、同規定の末尾にはこのような規定がなされております。「歳出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。」ということで、款、項はこの目的に従って款、項に区分をしなければならない。また、この款、項につきましては議決科目というふうになっておりますので、議会において承認をしていただいたところでありまして、それぞれ目、節についても予算説明資料等を用いて説明したわけでございます。

重ねてではございますが、先ほど申し上げました目的に従ってという部分は、この款、項に区分をするということになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5番中村日出代議員。

○5番（中村日出代君）

確かに議決は款、項となっつつです。ただ、目とか節をどうでもいいということになっとならなう。議決は款、項でしょうけど、説明は目とか節ですよ。そこに、目的の目の中に目的じゃない項目が入って議決をしておるということはなかです、それはどう考えても。

これを幾ら言っても、私から言わせれば根拠のない予算ではないかと思えます。これは地方自治法第242条の住民監査請求を請求する場合もこの場合は出てくると思えます。条文を要約しますと、市民は職員の違法もしくは不当な公金の支出があると認めるときは、監査

委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、是正するために必要な措置を講ずべきことを請求することができると規定されております。これは同じく第242条の2に職員の賠償責任ともあつですね。故意または重大な過失により、法令の規定に違反して当該行為をしたこと、または怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないとなつてつですよね。

款、項が議決事項であっても、目、節の中が違っていたら、それは幾ら款、項を議決したとしても、目、節も書いてあるはずですよ、それは。私もそこは詳しくは、ただ、款、項が議決事項であるということは分かりました。目のところ、目的と違うとを入れて、それでいいということだったら、何でも入れてよかじやなかですか。そうでしょう。やっぱりこの法律のあつて、これを事業費と認めてくださいとなっているわけでしょう。ここはやっぱりぴしつとですよ……（発言する者あり）はい。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

先ほども申しあげました款、項については、その目的に従つてという部分でございます。目、節は何でもいいかといえ、もちろんそうではなくて、施行規則、施行令、または財務規則にそれぞれ区分がございます。また、規則第15条別記がございます。これはそれぞれの目、節とはどういうものかというふうなところの記載があつております。

先ほどおっしゃつておりますように、例えば、仮にですが、それぞれの事業を予算書に反映するとなれば、それぞれの事業名ごとに上げなくてはならないということで、先ほどお示しいただきました予算書の数倍になるような厚さになってしまいます。それは翻つて、市民の皆様、議員の皆様にもちょっと分かりにくいというふうなこともございます。また、他市町との比較等もございまして、それは国が定める法、規則、または本市の規則等で、そういうふうな統一的な運用、解説となっているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5 番中村日出代議員。

○5 番（中村日出代君）

あなたたちは専門家ですので。私もあまり詳しくは分かんず。ただ、基本的に言えば、目的と書いてあるから、その目的に従わんばいかんずね。普通で考えてですよ。あなたたちのように普通で考えない人もいるか分かりませんが、普通で考えたら、この目的で使うというなら、この目的でいかんばいかんずね。全然違う事業の人件費を入れて、これがいろいろ言われまして分かりませんが、実際は私が言うのが本当じゃん。いや、普通でいけばですよ。目的がこれに使いますと。そしたらそれに使わんばいかんと思うですよ。

これはまた私が住民監査請求を出して、本当かどうかであったかというのを聞いてみます。

終わりに、今議会では肥前鹿島駅周辺整備について質問しました。現在、鹿島市は難しい問題を抱えております。子供たちに安全で安心な栄養バランスの取れた給食を安定的に提供する学校給食センター改築が、最終候補地として教育総務課が提案していた祐徳グラウンドB面、市長の白紙発言で新たな候補地を検討することとなりました。建築するための厳しい条件等に該当する候補地が現在のところ見当たりません。これから夏を迎えます。給食センターの職員さんたちは、クーラーも効かない、スポットクーラーはありますが、効かない。室内で空調服を着て作業している人はおらんと思うですよ。言葉は劣悪と言いますが、本当最悪ですよ。そして、今辞める方もおられます。普通でいっても5年か6年ぐらいはかかるわけですよ。また、今度白紙になったけん、いつになるか分かりません。ここをもう少しやっぱり考えていただきたいということですね。

それからもう一つは、火災時の消火活動、事故等で負傷した場合の救急救命活動等、市民の生命、身体、財産を守る責務を有する消防署、この新消防署の移転問題も交渉がうまくいかず、古枝地区を中心に新たな候補地を検討との報告がありました。

子供たちの安全で安心な給食の提供を行う給食センター建築、市民生活において安全・安心に直結する新消防署の建築が先行き不透明となっております。松尾市長には、この問題には真剣に一生懸命取り組んでおられると思いますけれども、やっぱり給食センターは危機的状态ですね。だから、ぜひ早期に解決されるように、松尾市長には努力をしていただきたいと要請して、質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

以上で5番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。1時45分から再開いたします。

午後1時32分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

こんにちは。10番議員の松田義太です。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回、私は、1点目に部活動の地域展開について、2点目に投票率向上の取組について、2つの表題を掲げ、質問をいたします。

近年、少子高齢化や人口減少などによる社会全体の急速な変化、とりわけ子供たちを取り巻く環境は大きく変化するとともに、学校現場では過去なかったような課題や問題も断続的に発生をしており、迅速かつ適切な対応が求められております。

その中で大きなテーマの一つが部活動であり、国においてもその方針が示され、各自治体において部活動の地域展開の推進を図られております。

市内の西部中学校、東部中学校の部活動に関しては、歴史的にも、運動部、文化部ともに非常に盛んであり、子供たちの健全育成において大きな役割は果たしてきたと思われます。

文部科学省は、2026年度から改革実行期間として2031年度までに全ての部活動で休日の地域展開を目指しています。

この地域展開というのは、これまで部活動は学校依存、学校の先生方が中心に子供たちを指導していただきましたけれども、今後は、月曜日から金曜日までの平日は基本学校で、土日、休日に関しては地方に受皿をつくり、地方のクラブチーム等で子供たちを指導していくということで地域展開を目指しております。

そこで、市内中学校部活動の現状についてお伺いをいたします。

令和7年、8年の部活動の入部状況及び部活動指導員の状況についてお知らせください。

次に、投票率向上の取組についてお伺いします。

若者の政治離れなど全国的に投票率の低下などが問題視される中、行政もその結果を検証し、投票率を上げるための手だてをさらに講じていく必要があると思います。

そこで、本市の直近の鹿島市長選挙をはじめ、過去4年間の国政選挙、統一地方選挙の投票状況についてお知らせください。

以上で1回目の総括的な質問を終わります。

なお、詳細及びその他の項目については一問一答の中でお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

私のほうからは市内中学校の部活動の現状についてお答えをいたします。

東部中学校、西部中学校、両校合わせて現在運動部が22クラブございます。文化部が5クラブ、活動を行っているところです。

主に指導を担っているのは学校の先生が中心でございますけれども、現状で6人の部活動指導員を任用いたしまして、この部活動指導員の方単独で指導や引率をお願いしているところです。部活動指導員につきましては、あと1名採用の予定ですが、現在その指導者を探しているところでございます。

外部指導者についても学校からの依頼で4名が指導に当たられているところです。

部活動の入部率でございますけれども、両校合わせて令和7年度が62%ございました。令和8年度が57.5%というところです。全体の生徒数からしますと、運動部で大体45%から47%、文化部のほうは10%程度の割合となっているところです。

○議長（徳村博紀君）

中尾選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中尾勝徳君）

私のほうからは過去４年間の投票状況について、令和４年執行の鹿島市長選挙から時系列でお答えします。

令和４年４月の鹿島市長選挙の投票率が59.1%、同年７月の参議院佐賀県選挙区選出議員選挙の本市の投票率が50.3%、令和５年４月の鹿島市議会議員選挙の投票率が54.7%、令和６年10月の衆議院小選挙区選出議員選挙の本市の投票率が57.5%、令和７年７月の参議院佐賀県選挙区選出議員選挙の本市の投票率が59.3%、本年２月の衆議院小選挙区選出議員選挙の本市の投票率が58%、最後に、本年４月の鹿島市長選挙の投票率が55.9%となっています。

今回の鹿島市長選挙の投票率を前回と比較しますと、3.2%低下しています。また、当日有権者数の比較では、４年前の前回が２万3,152人、今回が２万2,092人、1,060人の減少。投票者数の比較では、前回が１万3,689人、今回が１万2,346人で、1,343人減少しており、投票率の低下に加え、人口の減少が投票者数の減少に拍車をかけている状況が見られます。

一方で、前回より投票率が９%向上した令和７年の参議院議員選挙は、事実上の政権選択選挙として注目度が高まったことや候補者等によるSNSを活用した情報発信が効果を上げ、若年層の投票率が改善されたことなどが投票率向上につながった要因として考えられます。

選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会です。私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決める選挙の投票率低下は、一部の層の意見が過度に反映されるリスクや選出された代表者の正当性が相対的に低下する可能性など、民主主義の機能に悪影響を及ぼすおそれがあります。

選挙管理委員会としましても、投票率の低下に歯止めをかけ、国政のみならず、市政の場においても、より幅広い住民の意見が政策に反映されるよう、投票率の向上に向けた投票環境の向上や選挙啓発活動の取組を進めているところです。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

それでは、一問一答で質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、先ほど市内中学校の部活動の加入状況ということでお伺いしました。確認ですけれども、この中には、今サッカー等ではクラブチームがありますけれども、この数字等はいっていない、純粹に中学校の部活に入っている数字ということによろしいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

先ほどお答えした数字というのは、各学校で部活動として活動している子供たちの割合となっております。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

そうであれば、部活動を含め、その他のクラブ活動を含めれば、さらに入部、活動されている生徒たちは多いということで分かりました。

もう一点、鹿島市においては部活動において拠点校方式を採用されているということでありますけれども、この採用をされている部活動についてお伺いをいたします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

部活動の拠点校として活動している拠点校部活動を行っている競技ですけれども、男女のバスケットボール、それから、サッカー、柔道、陸上競技などが拠点校部活動として活動しているところです。

拠点校部活動というのが、今、鹿島市には2つの中学校がありますけれども、例えば、片方の学校しかその部活動がないというときでも、部活動がない学校の生徒さんがその競技をやりたいといったときに、片方の学校が拠点校となって活動をしていただいている活動になります。

ちなみに、合同部活動というのもありまして、ソフトボール部のほうが合同部活動をやっておりますけれども、これは双方の学校に部活動がある状態ではあっても、例えば、人数が足りなかったりして、一緒にやれば合同の部活動として活動をできるということで、合同部活動というのもやっているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

それでは、実際の学校の部活動の状況についてお伺いをしたいと思います。

近年、部活動の地域展開、また、教職員の皆さん方の働き方改革等も含めて、学校の部活動運営というのは変わってきたんだろうと思います。

そういう中で、現在、西部中、東部中の部活動の平日の練習時間、また、土日の活動についてお伺いをします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

令和7年度、昨年度までですけれども、西部中学校は授業が終了するのが16時となっておりますので、部活動の終了時間としては、長いときには午後6時15分ぐらいまでやっていました。もちろん冬場、日が短くなりますと17時までという時間帯のことも設定をしております。昨年の東部中学校につきましては、授業の終了が16時10分となっております。長いときは夕方の6時30分ぐらいまでやっておりましたし、短いときは西部中と同様に17時までの活動となっていたところです。

今年度につきましては、西部中学校の授業の終了時間が午後3時30分になっております。部活動の終了時間は17時、これは大体通年のところですね。東部中学校につきましては、授業の終了が午後3時半で、部活動の終了時間というのが、長いときで午後5時25分、早いときには午後4時45分ということになっているところです。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

先ほど答弁ありましたけれども、西部中の部活動の終了時間が17時、東部中の終了時間が17時30分という答弁がありました。

実際、西部中の学校生活の終了時間が15時30分になったということで、確かに昼食の時間、また、昼休みの時間の短縮など、やはり工夫をされながら時間短縮に努められていると聞いております。

そういう中で、実際、西部中の17時に部活動が終了するというのを一つの例として挙げれば、終了が15時30分、ほとんどの部活が制服からユニフォーム等に着替えるとして15分から20分、グラウンド、体育館に入って、準備運動、いわゆる部活に入る前にやる運動等も加えるならば、恐らく4時過ぎぐらいの時間で実際の部活動の時間になると思います。17時終了ということは約50分しか実際練習をする時間がないということが現実だと思いますけれども、この時間は、教育委員会として捉えるならば、やはり学校の先生方の業務負担軽減であったり、また、子供たちのことも考えながらの時間を組まれていると思いますが、果たして1時間弱の部活動の活動で本当に大丈夫なのかなというのは一概に思います。

私も部活動をしましたし、私の子供たち2人とも部活動をしてきました。部活動で鍛えられ、また、育てられたと思っています。

そういう中で、今回西部中学校が17時ということを決められた背景というのはどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

部活動につきましては、各学校で独自に、当然校長先生の判断によって様々時間に、支障がないように時間は決まっているところだと思います。基本的には生徒さんの安心・安全のためということ、明るい時間帯に生徒全員を家庭のほうに戻すというのが理由の一つになっております。また、不審者等の事案に対する予防策という面もございます。

それから、国のほう等でも出されております部活動のガイドライン、これに活動時間等についても示されているわけですが、こちらのほうでは平日で1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内ということで示されておまして、本市のほうでは先進的に時間短縮に取り組んでいるものというふうにも考えているところです。

若干両校で違いがございますのは、それぞれの状況があるわけですが、東部中学校というのは電車で通学をしている子供さんもいらっしゃいます。その電車の時間にある程度合わせなければならないという事情もありまして、このような設定になっているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

先ほど、明るい時間帯に帰ってもらうというのはあるとは思いますが、ただ、17時は非常に明るいですが、今、實際上、大体18時半ぐらいまでは明るいですが、学校側が決定をされたことなので、これについて部活動をどうしろこうしろというのは外部の人間ですと言えないと思いますが、実際17時ということを決定する中で、その過程において、今部活の先生もいらっしゃいますが、先ほどあったように、部活動の指導員の方、保護者の方、また、生徒たちの意見、そういうものは聞き取りをやりながらこの時間設定になったのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

私、正確に学校のほうで、例えば、保護者の御意見を聞いたりとか、子供たちにアンケートを取ったりみたいところで決めていらっしゃるかどうかというのは存じ上げないところです。

ただ、部活動というのは校長先生の判断といたしますが、学校のほうの判断でそれぞれ決めていただくという面もございますので、お尋ねのあった内容につきましては私からも学校の

ほうに問い合わせしてみて、どういう状況だったのかというのを確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

そして、この17時になったということで、西部中の部活動の中にはやはりまだ部活動をやりたいという生徒がおられる部活については、いろいろ関係者、保護者の方と協力をし合いながら、部活終了後、ほかのスポーツ施設を利用して、部活の延長じゃありませんけれども、やられていると、そういうのも実際にあるようです。

これをどう考えるかはあるのかもしれませんが、實際上、そういう形で17時に終わる部活動が決められた以上、自分たちで練習をしたいということであれば、ほかのスポーツ施設を借用してやると。そこについて私が一番思うのは、こういうときにけがであったりとか、事故に遭ったりするのが一番怖いんですよ。そこを中学校側とすれば、学校外のことですからということになるのか、少なくともその辺の把握をしながら子供たちを見守っていくというのは私は大事ではないのかなと思いますけれども、その辺いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

部活動の時間を短縮していることの趣旨であったりとか部活動のガイドラインに示されていることなどを考えますと、部活動の後に活動をしている実態があることについては、活動を行っている主体がどこなのかというのが大きく関係するというふうに思っております。

個人で行っているのであれば当然御家庭に、団体で行っているのであればその指導者に、または指導を依頼した方が責任を持って安全・安心を確保していただければというふうに思っているところです。部活動終了後ですので、おっしゃったように下校後のことではございますけれども、施設利用等の決まりに従って活動をしていただいているものと考えているところです。

放課後の時間の過ごし方につきましては、生徒自身が自分の将来を見据えて過ごすことが重要だというふうに考えています。自分の目標達成のためにしなければならないことは何かを自分で考え、実行していくことにこそ成長があると思っております。佐賀県の教育大綱にも自分のことを自分で決められる子供を育てたいというふういうたっている文言もございます。これからの時代を生き抜くために大事な資質、能力であると思いますので、子供たちに身につけてもらえるように取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

もう一点は近隣の中学校の部活動の状況についてお伺いをしました。

実際、ほとんどの学校が4時に授業等が終わりますけれども、6時ぐらいまで部活動をされています。一概に比べることはできませんけれども、これまでの質問の中で、今の西部中、東部中の部活動の時間、また、現状についてというのはお伺いをできました。近隣の中学校については先ほど申し上げたとおりです。それを考慮しながら部活動の地域展開についての質問に移らせていただきたいと思います。

先日の佐賀新聞に大きく掲載をされていました。「中学部活動の地域展開 県内市町着手めど4割」、本年度から改革の実行期間ということで国が位置づけをされております。

その中で鹿島市として、今後、具体的な地域展開へのスケジュール、また進捗状況について、今現在で結構ですので、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

部活動検討委員会、実際ここ3年ほど開催をしているところですが、今後の地域展開の取組の方向性についてですけれども、次のような報告を受けているところです。

令和8年度から10年度までの3年間を土日の地域展開の着手期間、令和11年度から12年度までの2年間を土日の地域展開の推進期間、令和13年度から土日の地域展開の完全実施、こういう方向性といいますか、目標といいますか、を目指して今後の地域展開の検討、あるいは実施、実行に移していきたいという報告を受けているところでございます。

その方針としては5つの方針を挙げられているところでして、土日の地域展開が実現可能な種目から随時実施する。これは一気に全ての競技や部活動をやることはできませんので、取り組めるところから取り組んでいこうということでございます。

活動場所につきましては、現在使っている中学校、あるいは現在利用している施設になると考えております。

活動時間、活動日数については、先ほどからお話をさせていただいておりますけれども、部活動のガイドラインを踏まえた設定とすると。

それから、指導者について、これは大きな課題でございますけれども、市のスポーツ協会と連携をしまして、また、各競技団体の御協力を得る努力を行いまして、学校の部活動の顧問の先生との連携を図っていくということ。

それから、費用負担ですね。保護者の負担になるのが原則ではございますけれども、負担が増え過ぎることがないように配慮をするとともに、例えば、何かの支援が行政として、市

として、あるいは県のほうにお願いするなど、財源の確保についても模索をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

この部活動の地域展開についていろいろな先進地の事例等も勉強させていただきますけれども、先ほどおっしゃったように、1つは活動場所、もう一つが指導者の確保、最後に、答弁がありましたように費用負担、これは保護者の方の負担という形になると思います。この3点も含めた形で展開を考えていかなければならないと思いますが、先ほど答弁いただいたように、活動場所については既存の中学校の施設等を活用していきたいということで答弁があっておりました。

であるならば、今後は指導者の確保ということになってくると思います。特にスポーツ面の指導者の確保、そして、文化部ということになると、文化面の確保になってくると思います。

答弁ありましたように、スポーツ協会、そしてまた、文化であれば文化連盟等の協力を得ながら、いかに今後連携をしていくかということになると思います。部活動の地域展開というのもほとんどの方が知らない部分が多いので、やはり先進地の事例の紹介であるとか、そういう講演会をぜひスポーツ協会、また文化連盟も含めて、関係者の皆さん方に集まっただいて、その意識をまず持っていただく。そして、6年という期間はありますけれども、一年でも早くできるところから始めるということであると思いますので、その辺をぜひ積極的に進めてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

新聞各紙で報道等あってございますように、県内の部活動の地域展開についての先進的な事例も載ったりしているところです。各自治体の部活動の状況ですけれども、これはそれぞれ地域的な事情であったりとか特徴であったりとかしているところですので、先進事例として総合的に鹿島市の部活動の地域展開に多くの部分で参考になるかどうかというのを見極めながら参考にしていく必要があるのかなというふうに一つは思っているところです。

佐賀県の保健体育課のほうが主催をするチームSAGA部活というのがありますけれども、ここには市町連絡協議会というのがありまして、各市町の取組状況についての協議を行っているところです。それぞれの自治体の状況に応じて進捗状況や課題等を共有し、もちろんそこで教えていただいたことを鹿島市の中でも生かすようにしているところではございます。

先ほどお話いただきましたように、まだまだ地域展開というのが浸透していない部分もございます。講演会や情報発信というのは確かに必要なことだと思いますので、今後の検討委員会の中の検討材料の一つとして参考にさせていただきたいというふうに思っておるところです。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

今現在も部活動の指導員の方が部活動を見守っていただいている部分もあります。先ほどお話ししましたけれども、行政ができる範囲、教育委員会ができる範囲というのは限られていて、学校の現場で部活動については土日に関しては地域展開をやるという方向性が決まっているのであれば、やっぱり一日も早くその関係者、先ほど申し上げたように、スポーツ協会であったりとか文化連盟であったりとか、そういうところとの意見交換であったり、やっぱりヒアリングというのは早い段階からしておかないと、行政が今からゴーと言ったときに、結局、何ですかという形になるのが一番よくないので、ぜひそこは早い段階から詰めておく。

先ほどおっしゃったように、検討委員会は検討委員会として議論を進めていっていただいていると思います。ただ、この地域展開の周知というのは、できるだけ早い段階から各団体へ周知をしていくことが今後の地域展開をやっていくことにつながると思います。

特に早めのことを何で申し上げるかというのと、やはり学校現場と地域が本当にうまくやれていけるのかという課題が必ず出てくると思います、指導方法であったりとか。そういうところは半年、1年の協議の中で進んでいくんじゃなくて、やはり2年、3年かけて学校の現場の先生方との意見交換をしながら子供たちを見守っていくということを常にやっておかないと、逆に子供たちが取り残されてしまうことも考えられますので、その辺をぜひ一日でも早くお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えいたします。

おっしゃったように、広く浸透してうまく進んでいくためには時間がかかると思いますので、先ほど申し上げました方針も出ていることですし、とにかく早めに各種団体の方と協議、意見交換を始めていきたいというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

もう一つは、これは中学校の話ではありませんが、今議会でも鹿島高校についてお話が

あっています。先日、高校総体がありまして鹿島高校のバレーボール女子が優勝しました。弓道男子も優勝、ソフトボール女子は準優勝、そしてまた、レスリング等も非常に活躍が目立った、特に女子生徒を含めてありました。こういう形で、定員の話とかありますけれども、その中で精いっぱい頑張っているのが高校の今の状況だと思います。

これはバレーボールなんですけれども、ケーブルテレビで決勝戦が放映をされていました。多くの観客の方が応援をされていた。その中に、本当に西部中の生徒たち、また、保護者の皆さんも一緒になって応援をされていたのが非常に印象に残りました。

もう一つ、この話の中でお聞きをすれば、今バレーボールは週に1回、鹿島塾ということで、鹿島の生徒、また、近隣の中学生等も来ていただいて練習をされていると聞いています。そこに鹿島高校の生徒も手伝いに来て、一緒になって練習をしている。ソフトボールに関しては、鹿島高校の女子ソフトボールと合同練習をやったり、練習試合をしながら切磋琢磨やられている。こういうことも実際鹿島の子供たちの中ではやられている部分があるので、やはり地域展開の中においてこういうことも頭に入れていただければ、今後、市内の中学校、また、高校との連携がさらに私は進んでいくんじゃないかと思います。

その中で、ぜひ地域展開の中でこういう活動も頭に入れながら取組をやっていっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

高校との連携ということですが、スポーツに限らず、例えば、夏休み中に高校生が小・中学生の勉強を見ていただいたりとかいうような活動といいますか、取組もしていこうというお話もあっているところです。

そういう中で、先ほど御紹介があったバレーボールであるとかソフトボールであるとかいう競技と一緒に練習をしてくれたり、指導してくれたりということは、非常にうれしいことだなというふうに思っているところです。

現状で検討委員会等々のほうで地元の高校との連携についての取組はございませんけれども、当然、今後の協議、あるいは団体との意見交換の中で、検討の材料としてアドバイスいただいたことなんかを提案しながら進めていければなというふうに思っているところです。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

この分野の最後の質問として教育長のほうにお伺いをしたいと思います。

教育長も現場の先生であられたときにはソフトテニスの顧問をされて、九州大会等にも出

場されたということをお聞きしております。

現在、子供たちにとって部活動というのが今後どのようなようになっていくのかというのがまだ先行きが本当に見えていない。確かに国が決めたことなので、月曜日から金曜日は現場の先生、土日は地域で見守ってほしいということで、国の方針が示されて、それによって市町は対応をしていくということになりますけど、先生方の働き方改革や地域展開というのはあるのかもしれませんが、やはり一番は教育長がいつもおっしゃるように子供たちのためということになってくると思います。

そういう意味で、これからの6年間が改革の実行期間でありますけれども、教育長として絶対に基本方針としてやらなければならないこと、そういうものを明確に持って進めていかないと、本当に不透明さがさらに増していく可能性が非常に高いと思いますので、その辺を教育長として今後の鹿島市の部活動の地域展開をどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

吉牟田教育長。

○教育長（吉牟田一広君）

鹿島市教育委員会は、鹿島愛に導くために、つまり、そこを目指して教育環境を整備していきます。もう少し具体的に申しますと、鹿島の人が好き、鹿島の自然が好き、鹿島の文化が好きを実現するために環境を整えていきます。今話題になっている部活動は、鹿島の人が好きに向かうための環境というふうに整理できるかなと思っています。

同じ鹿島の人が好きに向かう環境を整えるという点でも、部活動だけではない、でも、部活動も大事。鹿島の自然が好き、さらに別の環境が必要。鹿島の文化が好きもそうです。どんどん広がっていきます。その広がっていく様々な環境、教育活動をバランスよくマネジメントしていくというのがまさに校長の役割で、今回、東部中学校と西部中学校においては、本当に大胆に部活動の終了時刻を切り上げたというところです。

私はそれは大きく評価をしていまして、その結果、子供たちの様子はどうかと聞くと、すごく集中力が高まったと、準備もすぐ取りかかるというふうなことを聞いています。実際の活動時間が1時間に足りないのではないかと心配された声を今聞きましたけれども、恐らく1時間30分に足りないくらいの活動になっているのではないかなと、当事者である生徒の集中力が高まることで、というふうに私は考えています。

そういうことが、結局、人と人との関わりの中で自分が鍛えられる。つまり、部活動の目標をどこに置くかということになりますけれども、鹿島の人が好きにまさにたどり着く、そういう環境として整っているのじゃないかなと、まず1つは思っています。

もう一つは部活動の地域展開についてですけれども、これも総がかりで子供たちを育てる、これもいつも使うフレーズですけれども、その一つの形だと思っています。総がかりという

のを部活動という面から一つ形をつくっていくことだというふうに思っています。

昨日も申し上げましたけれども、これまで当たり前だと思っていた形を変えなくてはいけません。つまり、地域の皆様にも、学校に向けるまなざしと昨日言いましたけれども、それをこれまでと少し視点を変えて、先ほどの校長の決断とか、また、総がかりというものが何なのかというところを後押しといいますか、見守っていただけたらありがたいなというふうに思いますし、松田議員にもそういう点で力添えいただければ心強く思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

教育長のお気持ちは分かりました。ただ、やはり保護者の皆さんであつたりとか、生徒たちもそうですけれども、今後も今回決断をされたことに関してのそれぞれの意見は恐らく出てくると思います。それに対してどう対応していくのか。やっぱりそこは子供たちに寄り添った上でぜひ運営をしていっていただきたいと、そのように思います。

もう一点、この部活動の地域展開について私は思ったことがありますて、今回、西部中がそういう決断をされましたけれども、ちょうど2007年に武雄に武雄青陵中ができました。20年たちましたけれども、多くの市内の生徒たちが武雄青陵中、武雄高校に行く状況が生まれました。これは当初、その当時、私の子供もいましたので、鹿島高校があるので、そんなに流れないだろうという気持ちでございましたけれども、実際上は、今、恐らく市内の中学校受験、また、小学校から中学校に受験する場合に、約40人近くは鹿島から武雄のほうに流れているのではないかなと思います。それは進学、勉学という形で流れている。

今後、この地域展開とか部活動の在り方を考えていくときに、同様に、運動を一生懸命できる学校に今後移っていくということはやはりできるだけ避けなければならない。今、小学校から中学校に進学をされる小学生の中で、毎年、約30名近くの方が、西部中、東部中ではなく、ほかの中学校に行かれています。そういうところから市の考え方をしっかりと考えておかないと、本当に子供たちの流出は人口減少に真っすぐに係ってきますので、その辺をぜひ市長にお伺いをしたいと思いますが、教育は教育委員会が主でありますけれども、やっぱり行政が一体となって子供たちの環境をつくっていくためにぜひ取組をさらに強化していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今部活のことを含めて市外に行かれる中学生がかなり増えてきたということの話です。鹿島高校の志願率がかなり下がったということで議会の皆さん方からも質問等もあっております。

す。

今言ったように、いかに鹿島の高校の魅力を増していくのか、そこに行くことが子供たちにとって、自分の勉強であれ、スポーツであれ、磨く場であって、そこに行きたいという思いをやっぱりつくっていかねばいけないと私も思います。

今いろんな方から鹿島高校に対する行政としての関わりをどうしていくんだという話があります。確かに我々もそういう意味では、スポーツにしろ、いろんなことで鹿島の魅力を発信する、そして、鹿島高校の魅力を磨き上げていく、それが大事だというふうに思っています。私も関わりのある人から、こういうことはどうかとか、こういうことを考えたらどうねとかというような話を今伺っていますので、そういうことを行政としても取り組めるところをしっかりと取り組んで、鹿島の人口流出という話もありましたので、しっかりと捉えて、今後の課題として我々も頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

それでは、次の投票率向上に向けての具体的な検討等についてお伺いをしたいと思います。

一番最初の答弁の中で、この4年間の投票率の説明がありました。なかなか6割に行っていないというのが現状でして、これは全国的にも投票率の低下というのは問題になっています。

その中で、幾つか提案というか、検討をお願いしたいと思いますのは、まず1つに、期日前投票が非常に増えてきました。近年、全体の投票率の半分近くは期日前と言われるようになってまいりました。

ただ、期日前投票の会場が、今、鹿島市役所だけになっておりますけれども、増やせば上がるとは確実にとは言えませんが、やはり西部地区、東部地区でもう一か所ずつぐらい、または市が3階、4階で子育て支援センターなどをされているかたらいとか、そういうところに設置をすれば、子育て支援センターに行かれている若い世代の方々、また、かたらいでは多くの会議、会合、サークル等がありますので、そういう方々も投票をする可能性というのは高くなってくると思います。そういうところの検討をぜひ選挙管理委員会としてしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中尾選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中尾勝徳君）

期日前投票所についてお答えします。

投票環境の向上、特に期日前投票の利便性向上は有権者の投票行動を促す大きな要因と考えています。

今回、鹿島市長選挙の期日前投票者数を見ますと、前回の4,747人から1,359人増加し、今回は6,106人と約30%増加しています。期日前投票期間が市長選挙より長期間となる国政選挙を見ますと、本年2月執行の衆議院議員選挙では7,504人の有権者が期日前投票を行っています。この数は当日投票者数を上回り、有権者全体の33%が当日投票ではなく期日前投票を選択されている状況です。この期日前投票所について、有権者の生活や移動の動線上に追加で設置することは投票環境の向上につながる取組と言えます。

一方で、設置場所の選定、設置にかかるコスト、人員配置など、費用対効果の検証とともに、公正かつ適正な選挙事務の執行を確保するため、十分な体制を整える必要があります。現在、本市では、この期日前投票所を1か所、当日の投票所を市内14か所に設置し、公平かつ公正な選挙事務の執行、投票環境の整備に努めています。

今後は人口減少や社会情勢の変化などにも対応できる持続可能な投票所の在り方を検討する中で、投票環境の最適化と選挙事務の効率化のバランスを取りながら、投票所の最適な配置についても検討していきたいと考えています。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

答弁の中で様々な要因、課題等をお話いただきました。

ただ、これは私の個人的な意見ですけれども、この投票に関して費用対効果というのが当たるのかなと思います。投票というのは住民自治の根幹を守る最も大事な部分であって、ここに費用対効果で考えるならば、投票所は縮小、縮小という形も捉え方によってはなっていくのではないかと思います。

行政、市政運営で、やはり市民の皆さん方の無関心というのが一番怖い。今回の市長選、約45%の方が投票に行かれていないというのはやはり重く受け止めないといけないと思いますし、同時に、このことは選挙以外でも行政運営をやっていく中で、市民の皆さんの協力がなければ地方自治は成り立っていかない時代になってきています。

そういう観点から考えると、投票というのは一番市民の皆さんが参加をできる、そういう権利だと思いますので、少しでも投票に行ってもらい、そして、投票に行ってもらいということは、その市のことについての関心を持ってもらうということにつながってくるといいますので、その辺の投票環境の向上というのは、やはり今だからこそ私はしなければならないと思いますけれども、担当課はどのように考えられますか。

○議長（徳村博紀君）

中尾選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中尾勝徳君）

投票環境の向上というのは、当然、選挙管理委員会としても取り組んでいく必要があると

考えております。

本市においては、期日前投票所1か所、市内の14投票所の適正な運営ということで取り組んでいる中で、現在の投票所の投票環境の向上、整備という点も考えていかなければならないと思っております。その全体を考えていく中で、追加の期日前投票所の選定であるとか選挙人の方の利便性向上の確保という点は、選考委員会の中でも考えていきたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

それでは、1点映像を見ていただいて説明をさせていただきたいと思います。

〔映像モニターにより説明〕

これは佐賀市の富士町ですけれども、移動の期日前投票所の投票写真です。富士町においては、今、移動のバス、貸切りバスを使って期日前投票の会場として利用をされています。バスの一角を借りて投票用紙に記入をする場所になっています。投票箱が置かれていますので、ここに投票していただくという形になっています。選挙期間中に2回ということで聞いています。山間部を中心に、投票所の会場が遠いところについてはこのバスが移動しながら移動の投票所ということで活用されています。費用自体は、見て分かりますよね、これは投票箱を置いているだけですので、何か車の中を改良するというのではなくて、できるところでやるという形になっています。

今現在これを鹿島に取り入れてほしいと言っているのではありませんけれども、こういう形でやられている自治体は非常に今全国で多いということでお聞きをしています。特に、今後高齢化が進む中で、山間部等で車を持たれていない方々も恐らく増えてくるのかなと思いますので、今後の参考にしていただければなと思って映像のほうを見ていただいております。

これとは別にして、もう一点は、やはり若年層の投票離れ、いわゆる20代、30代の方の投票離れが進んでいると思いますが、前回の市長選の各年代の投票状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

中尾選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中尾勝徳君）

今回の鹿島市長選挙での年代別の投票率について、若い世代から順にお答えします。

10代が27%、20代が32.3%、30代が42.1%、40代が52.8%、50代が60.1%、60代が67.3%、70代が72.2%、80代が56.8%、90代以上が24.7%となっています。

70代までは年代が上がるごとに投票率は高くなります。本市の人口ボリュームゾーンである70代が最も投票率の高い年代となっています。投票率の低いゾーンである10代から20代、

この若年層に対する投票率向上の取組はもちろんですが、社会保障制度を支える現役世代の主権者意識、選挙への関心を高める啓発活動の必要性も認識をしているところです。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

先ほど説明をしていただきましたけれども、10代が約27%、20代が約33%、30代が約42%ということで、この世代が低いというのは鹿島市だけではなくて全国的な課題になっております。

今後、選挙管理委員会として、この世代の投票率向上に向けてどのような検討をなされていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

中尾選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中尾勝徳君）

若年層への主権者教育、啓発活動の取組ということでお答えします。

若年層の投票率の低さにつきましては、選挙管理委員会としましても危機感を抱いております。その改善は重要な課題と認識をしています。

令和6年度から、市内の中学生、高校生等へ主権者教育出前講座を実施し、社会の問題を自分のこととして捉え、自ら考え、判断し、行動する当事者意識の醸成に力を入れています。そのほか、二十歳の集いで啓発チラシの配布や18歳到達者を対象とした啓発はがきの郵送など、若年層を対象とした啓発活動に取り組んでいます。また、本年4月の鹿島市長選挙の際には、鹿島高校生の協力を得て作成した「選挙へ行こう」「投票しよう」という2本のショート動画のほか、投票の流れを分かりやすく解説した動画を含む計3本の動画を作成し、公式インスタグラムで配信をしましたところ、現在3万2,000回を超える再生回数をカウントしており、SNSを活用した若年層への啓発活動が一定の効果を生みつつあるとは考えています。

このような取組をブラッシュアップしながら継続していく中で、どのようなやり方がより効果を生むのか、ほかの自治体の事例の研究や学校からのアンケート結果を踏まえた出前講座の内容充実に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

先ほど答弁がありましたように、高校生との連携ということもお話にありました。やはり若年層の皆様方へどうやって投票に行ってもらうか、そういう周知というのは非常に大事になってくると思います。

その中で、幾つかの市で取組がなされておりますけれども、投票立会人への若年層の起用ということで、最近、高校生の起用が自治体であっております。長時間が果たして本当に法定上できるのか、私は確認が取れておりませんが、もし12時間あるならば、6時間、6時間とか、高校生の方に投票立会人として現場を知ってもらう、現場の雰囲気を知ってもらうというのは一つのアイデアかなと思いますけれども、その辺、担当課としてはどのように考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

中尾選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中尾勝徳君）

若年層の投票立会人への起用についてお答えします。

本市におきましても、実は令和6年10月執行の衆議院議員選挙において地元の大学生1名を投票立会人に選任し、起用した実績がございます。その経緯としましては、令和5年に投票立会人を公募した際に、政治的な関心から当該大学生の応募を受け付けまして、投票立会人としての起用が実現をしたものです。

高校生を投票立会人に起用する取組は、若い世代の選挙や政治への関心を高める有効な手段として注目をしています。今後、継続的に取り組んでいくために、実は昨年度、選挙管理委員会事務局で鹿島高校の先生に対して高校生を投票立会人として起用している他県の事例を紹介し、本市での実現可能性について協議を行ったところです。高校生を投票立会人に起用することで、選挙をより身近に感じ、主権者としての実践的な経験を得ること、教科書で学んだ民主主義の仕組みを実際に体験すること、その経験を友人や家族に伝えることで、波及効果としてその周囲の選挙への関心が高まることなど、多くの効果が期待できます。

長時間というお話がございましたけれども、当市の投票立会人の規定については、鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例に基づき1日という規定をしておりますので、この辺りは制度を設計していく段階で整理が必要になるかとは思いますが、選挙管理委員会としましては本市の実情に合わせた実施方法の検討をぜひ進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

若年層の投票行動について全国的な資料の中に2つありました。

1つは、中学・高校時代に、先ほどありましたけれども、出前講座で学んだり、また、主権者教育の中で選挙というものがどういうものであるか模擬投票をした、そういう若者は投票に行く率が高いと。

もう一つは、先ほど答弁いただきましたけれども、実際に選挙に投票立会人等で関係をした若い人たちも、何もなかった人たちと比較すると、投票に行く率が高いということであっております。

ですから、鹿島市のほうは、先ほどありましたように、出前講座、また、主権者教育については、選挙管理委員会、また、教育委員会等も連携をされて、単発で終わるのではなくて、常にやっていくような状況をやっていただきたいと、そのように思っております。

そのような形で鹿島市の投票率が、来年、地方議会選挙がありますので、60%を超えるように、選挙管理委員会の取組を期待して、この質問を終わりたいと思います。

それでは最後にですけれども、今回、一番最初に部活動の地域展開について質問をさせていただきました。

昨日の午後、夕方に、鹿島市出身のサッカーの平河悠選手のほうが市長への表敬訪問をしていただきました。全日本のフルメンバーになられた実績もありますし、4年後のワールドカップを目指して頑張りたいと強い決意をお話していただきました。非常に心強いと思いましたし、非常に鹿島というのはすごいなと思った一面でもあります。

先ほど申し上げましたけれども、鹿島高校の女子バレーが鹿島高校に統一されて初めて優勝をされた。そういう意味では、本当に鹿島はスポーツを中心に頑張っているまちでもあるということは自負をされているのかなと思います。

そういう意味で、ぜひ市長におかれては、スポーツの力を生かして鹿島市をさらに盛り上げていく、その活動に力を入れていていただきたいと思います。実際に頑張っている生徒たち、また、先生方であったりとか通常働かれている方々が部活動指導員としてその子供たちを見守っている、こういう環境というのはやっぱり鹿島市ならではのものですので、その辺を含めて、スポーツ振興、いわゆる子供たちのためにということで今後頑張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

スポーツの力ということで、2024年に佐賀県で国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会がありました。そのとき、鹿島でもアーチェリーがあったりとか軟式野球があって非常に盛り上がったという印象があります。

やっぱりスポーツの力というのは、若いときにしておけばずっと年代を追ってもまたできますし、今言った高校の魅力を発信するということであれば、鹿島市内の子供たちじゃなくて、よそから鹿島高校に行きたいなと、スポーツで鹿島に関わりたいという子供たちが増える、そういう環境をつくれば本当にいいなというふうに思っています。松田議員もそういう思いの中でいろんな働きかけをしていただいているというふうに思いますので、このス

スポーツの力、文化も含めてですけど、いろんなことの力というのは本当に大きいと思います。

そして、若いときにそういうスポーツをやったり、文化をしっかり学んだりすることで、年齢がいてもそういう仲間というのはずっと続いていくんですね。そういうことがまた一つのすばらしいことだというふうに思いますので、今おっしゃったように、この地域のスポーツをしっかり守っていく、我々が支えていく、支援をしていくというのは大事だというふうに思っておりますので、松田議員と同じ思いでおります。しっかり頑張ってやりたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

最後に市長の心強い言葉をいただきましてありがとうございました。

これを実践していくということになれば、各課だけでやることではなくて、やはり庁内全体の課の連携等も必要になってくると思います。いつも申し上げておりますけれども、政策総務部ができて、横串を刺してやっていくということを常に言われています。スポーツに関して、教育に対して、教育委員会であったり、生涯学習課、また、庁内で連携をしながらやらないといけないと思いますので、ぜひ政策総務部でしっかりとこのスポーツ振興についてはハンドリングをされながら取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

お答えをいたします。

スポーツによる振興、また、スポーツによるまちづくり、そして、鹿島市にはスポーツ資源が多くあります。また、自然環境を生かした様々な練習環境も整っております。そういう中で政策総務部ができました。

おっしゃいましたように、庁内に横串を刺し、いかに連携をし、効果的なものにしていくか、それが大きな力となり、組織力の強化にもなってきます。それは自然と市民の皆様へのサービス向上であったりとか、そういったところにも非常に大きくつながっていく部分があるかと思います。

様々な情報であったりとかアイデア、そこら辺を結集しながら、限られた経営資源の中、いかに効果的なまちづくりをしていくかということが重要でありますし、部内、庁内挙げて、一丸とした取組、その中の一つとしてスポーツによるまちづくり、これを積極的に展開していく必要があろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番松田義太議員。

○10番（松田義太君）

ぜひ庁内の連携をしていただいて、一人でも多くの子供たちが輝くようなまちであってほしいと思いますので、ぜひよろしく願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

以上で10番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は22日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 4 分 散会